

第3回 横須賀市都市計画マスタープラン検討会議 資料

序 章：都市計画マスタープランとは-----	3
第1章：都市づくりの課題-----	9
第2章：都市づくりの目標-----	19
第3章：都市づくりの方針-----	39

平成27年3月19日

横須賀市 都市部 都市計画課

序 章 都市計画マスタープランとは

1. 都市計画マスタープランとは
2. 改定の必要性
3. 都市計画マスタープランの役割

2. 改定の必要性

横須賀市都市計画マスタープランは平成8年3月に策定し、海辺ニュータウン・平成町における都市機能の集積や横浜横須賀道路の延伸整備など、本市の骨格的な土地利用・幹線道路網の整備を進めてきました。また、平成22年3月に人口減少・少子高齢化や国の都市計画に関する制度改正に対応するため、集約型の都市づくりに向けて部分改訂を行いました。

今回は、計画目標年次が到来するため、更なる20年後の将来ビジョンを立案して今後の土地利用や市街地整備などを計画的・総合的に推進すべく、平成47年度を計画目標とする都市計画マスタープランの改定を行います。

なお、横須賀市都市計画マスタープランの改定にあたっては、平成22年3月の部分改訂以降、次のような社会経済状況の変化を踏まえる必要があります。

- 急激な人口減少、少子高齢化と、本市から転出する人口の増加への対応
- 拠点ネットワーク型都市づくりのさらなる展開によるコンパクトで利便性の高い都市づくり
- 東日本大震災を踏まえた大規模な災害への備え
- 市内経済や、商店街の停滞、製造業の市外移転による都市活力の低下への対応
- 環境共生型都市づくりや低炭素型都市づくりに向けた再生可能エネルギーの活用推進

3. 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、本市が今後、土地利用計画や都市計画に関する決定や変更を行う際の指針となるものです。都市計画マスタープランの役割は次の 3 つに要約されます。

● 実現すべき都市の将来像を示す

市民に都市の将来像をわかりやすく示し、都市計画に対する理解と参加を容易にします。

● 個別の都市計画の決定・変更の指針となる

都市づくりの目標を定めることで、都市計画の決定や変更の際の指針とします。

● 市民参加によるまちづくりを促す

都市づくりの目標を市民と共有することで、まちづくりに様々な市民が参加する機会を促します。

○ 計画の期間

都市計画マスタープランの計画の期間は、平成 28 年度（2016 年 4 月）から平成 47 年度（2036 年 3 月）とします。

第1章 都市づくりの課題

1. 現況と都市づくりの問題点
2. 都市づくりの課題

1. 現況と都市づくりの問題点

本市は三浦半島地域の中心都市として、都市機能の集積を高め、豊かな自然環境を活かした都市づくりを進めてきました。しかし、急速な人口減少・少子高齢化の進行や、産業構造の転換は、これからの本市の都市づくりに大きな影響を及ぼすものです。平成22年3月の部分改訂で、拠点ネットワーク型都市づくりを掲げて都市づくりに取り組んできましたが、本市の現況と問題点を踏まえると、この取り組みをさらに充実させて、人口減少社会における持続可能な都市づくりを進めていく必要があります。

なお、現況と都市づくりの問題点は、大きく7項目に整理されます。

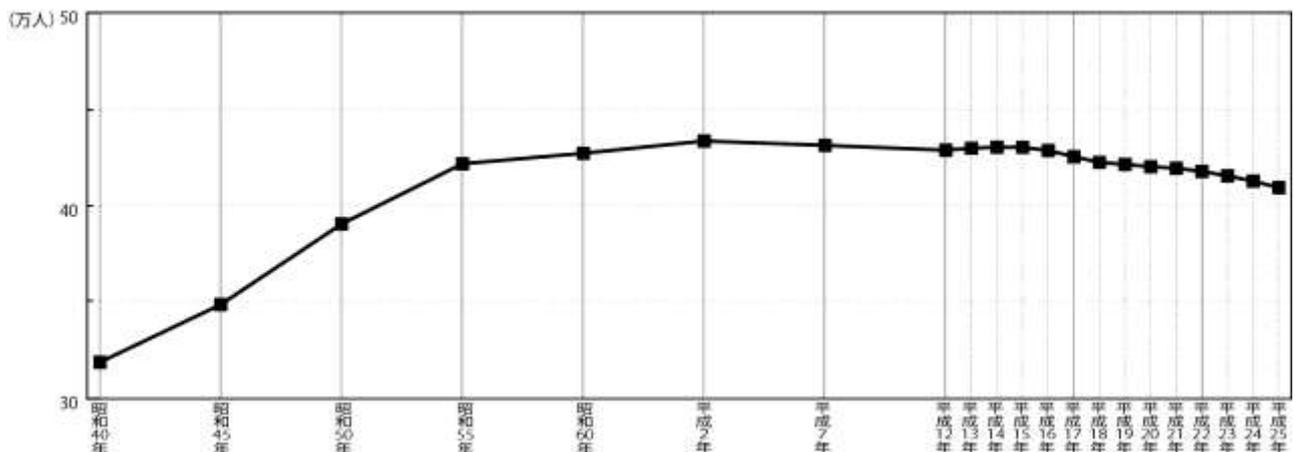
(1) 急速な人口減少社会・少子高齢社会の到来

本市の人口は、当初マスタープランを策定した平成7年度時点では、43万人程度を緩やかに推移していましたが、平成16年を境に減少傾向に転じています。65歳以上の高齢者の割合も平成7年の14.1%から平成22年には25.2%と倍増し、4人に1人以上が高齢者となっています。その反面、14歳以下の人口割合は平成7年の14.2%から平成22年の12.4%に減少しています。

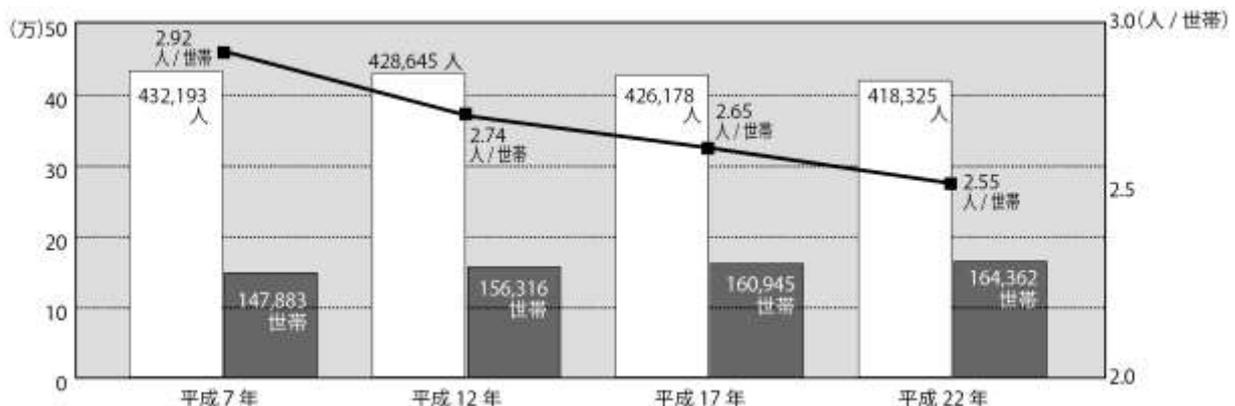
(※住民基本台帳データでは平成26年の65歳以上の高齢者の割合は28.0%、14歳以下の人口割合は12.0%となっています。)

このような人口減少、少子高齢社会の到来は、消費購買力の減少、空き家の発生、住宅需要の減少、地域のコミュニティ活動の衰退など、都市活力の全般的な衰退につながる要因となります。また、人口構造の急激な変化は、高齢者関連の施設やサービスや医療の需要を増加させ、その適切な対応が必要になります。

◆人口推移（住民基本台帳、外国人登録者を含まない。）



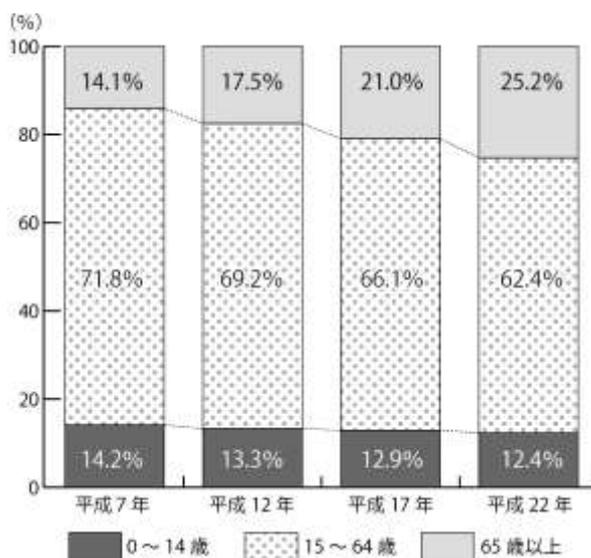
◆人口及び世帯数の推移（国勢調査）



◆年齢階級別人口推移（国勢調査）

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上	60,725	74,760	89,292	105,576
15～64歳	310,247	296,241	281,732	261,078
0～14歳	61,165	56,940	55,085	51,670

◆年齢階級別人口構成比の推移（国勢調査）



（2）東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え

東日本大震災による津波被害等を踏まえた、大規模災害に対応する都市づくりが必要になっています。本市では、「横須賀市地域防災計画」で自然災害や都市災害等に対処するための総合的な計画を定めています。

都市計画マスタープランでは、地域防災計画と整合性を図り、長期的な都市づくりにおいて災害対策のあらゆる分野で「減災」の考え方を徹底し、ハード・ソフトを組み合わせた災害に強い都市づくりを進めるために自然災害による被害の抑止・軽減の取り組みの基本的な方向性を位置づける必要があります。

防災都市づくりは行政の施策だけでは十分でなく、個人の意識や地域の協力が不可欠です。大規模災害からの復興の道筋について、行政、地域、市民、企業などの参加による自助・共助の取組等を促進して、都市全体の防災力を向上させていく必要があります。

（3）産業構造の変化による都市活力の衰退

当初マスタープラン策定後も、本市における基幹産業であった造船・自動車産業などに代表される製造業の工場移転が起きています。その一方で、平成9年に横須賀リサーチパークがオープンし、情報通信産業の集積が図られましたが、近年は企業の撤退も生じ、製造品出荷額の低下、事業所数・従業者数の減少が生じています。

商業についても、大型小売店の出店もみられますが市全体としては、年間商品販売額の低下、商店数・従業者数の減少が生じています。

その他、農業、漁業の第1次産業についても、従事する人口や経営耕作面積・漁獲量は減少傾向が続いています。

これらの産業活動は、都市の活力を支えていく上で重要な資源であり、今後とも積極的に維持・向上させていくことが必要であり、土地利用においても新たな産業を育成する視点からの計画が必要になります。また、横須賀の地場産品の素晴らしさを市外にも発信し、地元産業の活性化を図る施設の立地誘導が必要と考えます。

(4) 新たな土地利用への対応

本市では、都市づくりの考え方に「拠点ネットワーク型都市づくり」を位置付け、その実現に向けて取り組んできていますが、今後、人口の急激な減少が予測される中で、一定の都市活力の維持、健全な地域コミュニティの維持、効率的な都市経営という視点から、地域の実態や可能性を踏まえた複合的な土地利用を計画していく必要があります。

具体的には、駅周辺や中心市街地などの拠点となる地区では、高度利用・都市機能の集約化・都市居住などを推進する必要があります。また、都市基盤の整備された市街地ではそのストックを活かした居住環境の維持向上や生活支援施設やサービス施設等の集積を図り、住み替え等による定住人口の維持を積極的に進めていく必要があります。

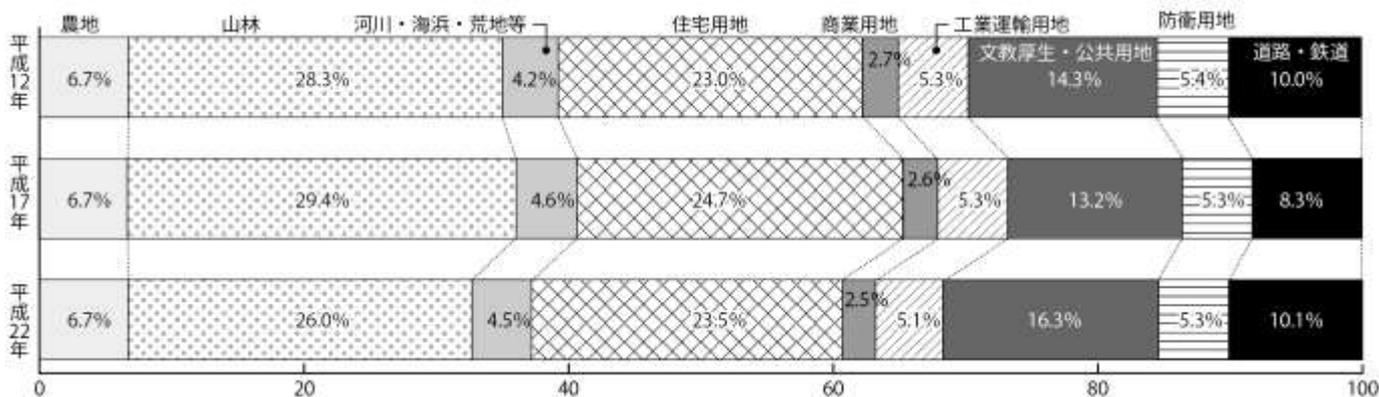
基盤施設が十分でない市街地では、豊かな自然環境などの特徴を活かした土地利用を進めるとともに、日常生活に不便な地区では長期的には縮退を視野に入れた土地利用を検討する必要があります。

◆都市計画区域面積等の推移

(単位：ha)

項 目	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成26年
都市計画区域面積	9,909	9,910	9,946	9,988	10,039	10,058	10,068	10,068	10,071
市街化区域面積	6,234	6,185	6,171	6,226	6,384	6,421	6,619	6,623	6,623
市街化調整区域面積	3,675	3,725	3,775	3,762	3,655	3,637	3,449	3,445	3,448

◆土地利用の分布状況（平成22年都市計画基礎調査）



※割合は四捨五入によることから合計は一致しない

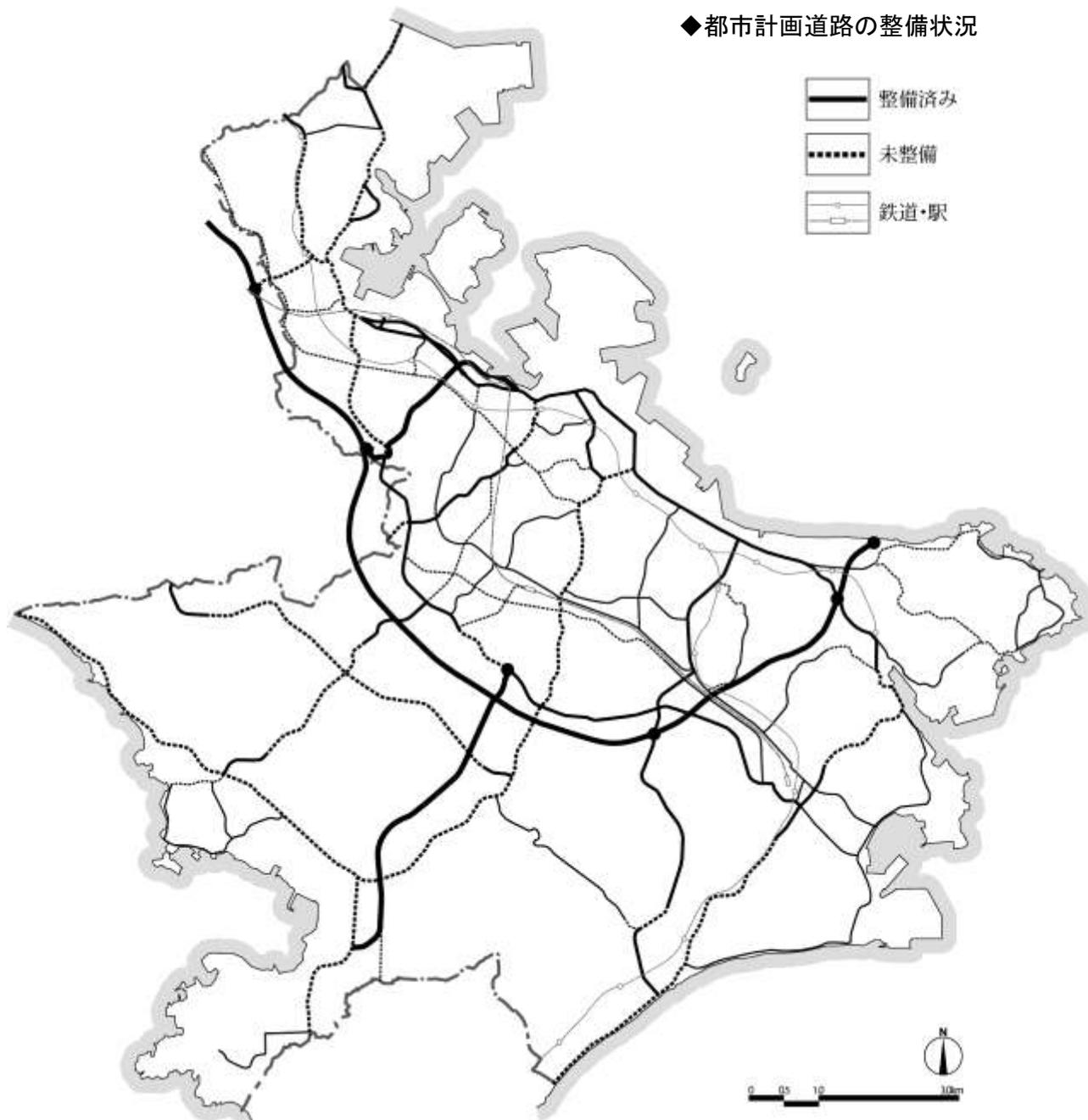
(5) 交通問題への対応

本市では、幹線道路や鉄道などの主要交通路が東京湾岸に集中しており、大規模災害時に被害を受けると交通が遮断してしまう恐れがあるため、複数経路での広域ネットワークを形成する必要があります。

主要な幹線道路では、広域交通と生活交通が一部の幹線道路に集中し、通勤通学時や観光シーズンなどには交通渋滞が生じています。そのため、路線バスは定時性が確保できず、特に鉄道のない大楠・武山・長井地区は公共交通利用の不便な地域となっています

今後は、市全体で人口減少や高齢化がさらに進行するため、郊外の市街地や住宅団地などで、自家用車が利用できない高齢者が増えてくることが想定されます。環境負荷の低減も視野に入れて、公共交通の充実を図ること、ユニバーサルデザインに配慮した歩行者空間を構築することなどで、自家用車に頼らなくても誰もが安全で快適に利用できる交通体系を形成していくことが求められています。

◆都市計画道路の整備状況



(6) 多様な視点からの自然環境の保全

本市は、三方を海に囲まれ、多摩丘陵から連なって田浦から大楠山、衣笠山、武山、野比にかけて丘陵のみどりが広がる、自然環境に恵まれた都市です。

丘陵部のみどりは、首都圏における貴重な生態系の核となるとともに、二酸化炭素の吸収源にもなっており、市街地周辺のみどりは本市特有の景観を形成しています。また、東京湾唯一の自然島である猿島や、走水、観音崎、野比、荒崎、秋谷などでは、様々な海岸環境に応じた多様な動植物が見られます。

これらの自然環境は、動植物の生息環境として生物多様性を確保しているだけでなく、人々が自然に親しみ、憩い安らげる場でもあることから、今後とも保全を図るとともに、十分に環境に配慮して一定の整備を図る必要があります。

(7) 本市の歴史や自然を活かした都市魅力の創造

本市には、海と山の豊かな自然に加えて、我が国の開国から近代化を担ってきた歴史があります。鎌倉幕府の礎を築いた三浦一族の史実や、ペリー来航、夏島での明治憲法起草、横須賀製鉄所や浦賀ドックの設営、軍都としての歴史があり、本市の自然環境と歴史が相まって地域ごとに特徴ある文化を生み出しています。

また、安全で新鮮な海産物や農産物などの食材は、都市の魅力を形成する重要な資源になります。

人口減少社会の中で、都市の活力を維持していくためには交流人口を増やしていく取り組みが必要であり、そのためには、交流の場として自然環境を活用し、本市ならではの歴史・文化・食材などを活かした都市魅力づくりが必要になります。

2. 都市づくりの課題

前述した現況と都市づくりの問題点に対応する、都市づくりの課題は5つ挙げることができますが、「今後、20年を展望して都市づくりを進めていく」という長期的視点で考えると、人口減少社会、少子高齢社会に対応できる持続可能な都市経営が必要であり、これまでの拡大基調から都市の縮退も含めて都市づくりを検討していくこと、つまり「都市活力の維持」が、都市づくりの課題の中心となります。

現況と都市づくりの問題点	<ul style="list-style-type: none"> (1) 急速な人口減少社会・少子高齢社会の到来 (2) 東日本大震災を踏まえた大規模災害への備え (3) 産業構造の変化による都市活力の衰退 (4) 新たな土地利用への対応 (5) 交通問題への対応 (6) 多様な視点からの自然環境の保全 (7) 本市の歴史や自然を活かした都市魅力の創造
--------------	--



現況と都市づくりの問題点に対し必要なことは、次の2点に要約されます。

- 人口減少社会、少子高齢社会に対応し、一定の都市活力を保持して、健全な地域コミュニティを保つ、持続可能な都市づくりに取り組む必要があります。
- 「拠点ネットワーク型都市づくり」をさらに推進し、地域ごとの特性を生かした魅力づくりと暮らしやすい生活環境づくりにより、訪れる場、暮らしの場として選ばれることで都市活力を保持していく必要があります。



都市づくりの課題	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都市活力の維持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少への対応（30歳代、40歳代の社会減を抑制） ・ 中心市街地の活性化、都市機能集積強化 ・ 地域の拠点市街地での機能強化 ・ 周辺市街地の再生（空き家への対応、生活サービス機能の充実） ・ 産業活動の場の適正配置 ・ 首都圏の広域交通ネットワークへの便利な接続 (2) 都市魅力の創造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海と山の魅力を活用した都市づくり ・ 歴史文化を活用した都市づくり ・ 環境共生型の都市づくり (3) 暮らしやすい環境の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な居住環境の形成（都市型住宅、住宅団地再生、自然調和型住宅） ・ 高齢者が暮らしやすいまち、子育てがしやすいまち、ユニバーサルデザインのまち (4) 安全で安心な都市づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本大震災を踏まえた都市防災、減災への備え ・ 災害に強い安全なまち ・ 道路、トンネル、上下水道等のインフラの長寿命化と適正更新 (5) 市民、企業等の参加による都市づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体が参画する都市づくり（管理、運営、事業への参画） ・ 地域運営協議会等と連携した地域課題への対応
----------	--

(1) 都市活力の維持

人口減少と少子高齢化が急速に進行する社会は、様々な面で都市の活力が弱まる恐れが生じてきます。本市では、ファミリー世代の社会減が急速に進みつつあります。このような人口減少は、商業への影響、地域コミュニティへの影響、空き家の発生などの問題を生じさせています。

暮らしやすい環境をつくり、様々な世代がライフスタイルに応じて暮らしの場を選択できるような都市づくりにより、持続可能な都市活力を維持することが課題です。

そのために、便利な中心市街地や駅周辺の拠点市街地をつくること、高齢化が進みつつあり空き家が発生している周辺市街地を再生していくこと、働く場が市内にあること、広域的な交通が便利なこと、このような都市づくりを進めていく必要があります。

- 人口減少への対応（30歳代、40歳代の社会減を抑制）
- 中心市街地の活性化、都市機能集積強化
- 地域の拠点市街地での機能強化
- 周辺市街地の再生（空き家への対応、生活サービス機能の充実）
- 産業活動の場の適正配置
- 首都圏の広域交通ネットワークへの便利な接続

(2) 都市魅力の創造

都市活力には、本市を訪れる人（交流人口）を増やすことも必要です。また、多くの人を訪れる魅力があれば、本市に住まいを求める人の増加にもつながります。

人口減少が全国で進む中で、交流人口の増加をめざすには、本市の独自の魅力を作り出すことが課題です。

そのために、これまで以上に都市づくりの重要な要因に“都市魅力の創造”を据えて、様々な整備・保全に取り組む必要があり、海と山の魅力を活用した取り組み、歴史文化を活用した取り組み、自然環境を活かした取り組みを、民間や企業等と協働して進めていく必要があります。

- 海と山の魅力を活用した都市づくり
- 歴史文化を活用した都市づくり
- 環境共生型の都市づくり

(3) 暮らしやすい環境の形成

人口減少社会にあって、健全な地域社会を維持していくには、一定の地域に様々な世代が生活し、他の地域と便利につながるような都市づくりが必要です。

本市では“拠点ネットワーク型都市づくり”の取り組みを進めてきていますが、今後もこの取り組みを進め、本市で生活する人々が暮らしやすい環境を形成していくことが課題です。

そのために、都市拠点や地域拠点で様々な都市機能を集積し、暮らしの場と便利な公共交通で連絡するシステムを構築し、居住地ではその地区の特性を生かした多様な居住環境を形成してライフスタイルに応じて選択できること、また、少子高齢化が急速に進む中で高齢者が暮らしやすいまち、子育てがしやすいまち、ユニバーサルデザインのまちを創る取り組みが必要になります。

- 多様な居住環境の形成（都市型住宅、住宅団地再生、自然調和型住宅）
- 高齢者が暮らしやすいまち、子育てがしやすいまち、ユニバーサルデザインのまち

（４）安全で安心な都市づくり

東日本大震災のような大規模自然災害の発生が予想されています。本市では、斜面地が多くがけ崩れの可能性もあります。

様々な自然災害に備えた、安全で安心して暮らせる都市づくりが課題です。

そのため、東日本大震災を踏まえた大規模自然災害に対して、ソフト面・ハード面の両面から対策を進め、減災への備えをしていく必要があります。また、本市は起伏の多い地形からトンネルが多く、災害による交通遮断の恐れがあり、インフラ施設の長寿命化と適切な更新を進めていく必要があります。

- 東日本大震災を踏まえた都市防災、減災への備え
- 災害に強い安全なまち
- 道路、トンネル、上下水道等のインフラの長寿命化と適正更新

（５）市民、企業等の参加による都市づくり

まちづくりは地域住民が主役となって進めていくことが大切です。行政と住民の協力関係や市民活動やNPOとのネットワーク形成により、協働のまちづくりを進めていくことが課題です。

そのために、地域の管理・運営やまちづくり事業に多様な主体が参画する都市づくりを進めていくことや、地域運営協議会等と連携した地域課題に対応する取り組みを進めていく必要があります。

- 多様な主体が参画する都市づくり（管理、運営、事業への参画）
- 地域運営協議会等と連携した地域課題への対応

第2章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの目標
 - (1) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標の位置付け
 - (2) 都市づくりの目標
 - (3) 将来の目標人口

2. 将来都市構造
 - (1) 拠点ネットワーク型都市づくり
 - (2) 骨格的な都市構造
 - (3) 都市魅力の創造
 - (4) 将来都市構造

1. 都市づくりの目標

(1) 都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標の位置付け

都市計画マスタープランは、市域全体の土地利用や交通体系のあり方や市街地の環境形成の考え方を示し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。本市では基本構想、基本計画、実施計画で、都市づくりの方向性を示しています。都市計画マスタープランでは、これら上位計画を踏まえつつ都市づくりの課題に対応していく方向性を、都市づくりの目標として設定します。

(2) 都市づくりの目標

平成22年3月に見直しを行った都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標は、「豊かな暮らしと、いきいきした交流をはぐくむ都市」と設定されていました。

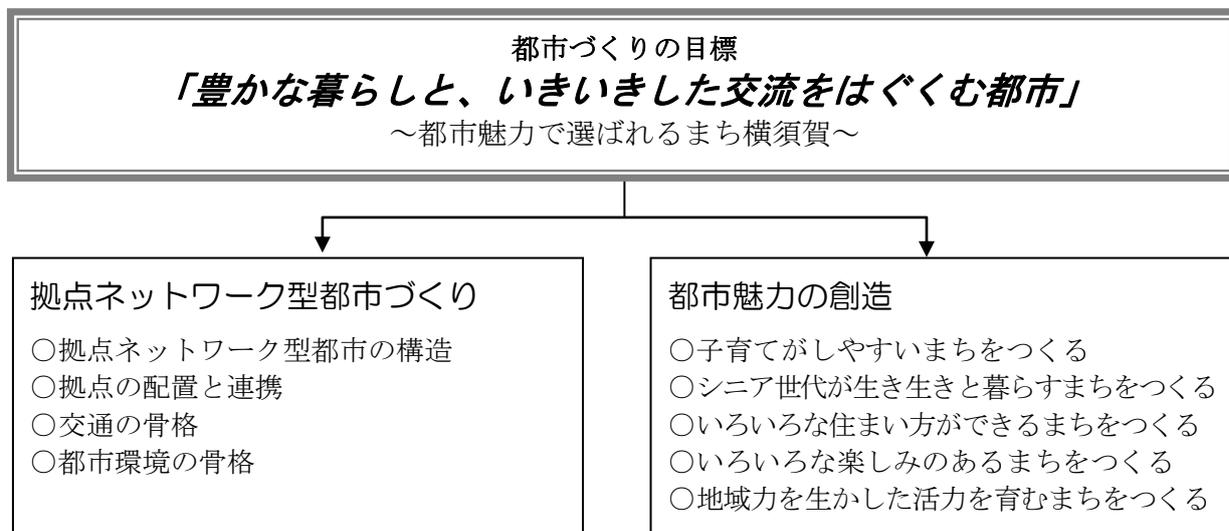
今後とも、活力ある横須賀を実現するためには、「交流人口」を促進し、“都市を舞台に、世代、社会的立場、居住地などの異なるさまざまな人々が、相互にふれあい、個性と可能性を發揮する”という視点は必要不可欠です。同時に、急速な人口減少・少子高齢社会の到来、都市の縮退の時代に対応するためには、都市に暮らす人が「快適で・安全安心で・潤いのある暮らしに満足感が得られる、人々が住んでみたい・住んで良かったと実感できるような、精神的に充足感があって生活がしやすい状態」を創っていく必要があります。

そのためには、横須賀の海や山の豊かな自然環境、新鮮で安全な食材、日本の近代をつくってきた歴史など、横須賀の持つ魅力を活かして新たな形での資源として、訪れる場、暮らす場として選ばれるような取り組みが重要となります。

このような考えから、「都市魅力で選ばれるまち横須賀」を目標に追加しました。

以上の目標を実現していくために、都市計画マスタープランの取り組みの基本的な考え方を「拠点ネットワーク型都市づくり」と「都市魅力の創造」の2本の柱で設定しました。

◆都市づくりの目標と取り組みの基本的な考え方



(3) 将来の目標人口

本市の将来推計人口については、減少の一途を辿る傾向にあり、平成25年の約42.2万人から平成47年には約33.8万人と約8.4万人が減少すると推計されています。世帯数についても、平成25年までは増加していましたが、今後は減少に転じ、平成25年の約18.3万世帯から平成47年には約14.5万世帯と約3.8万世帯が減少すると推計されています。

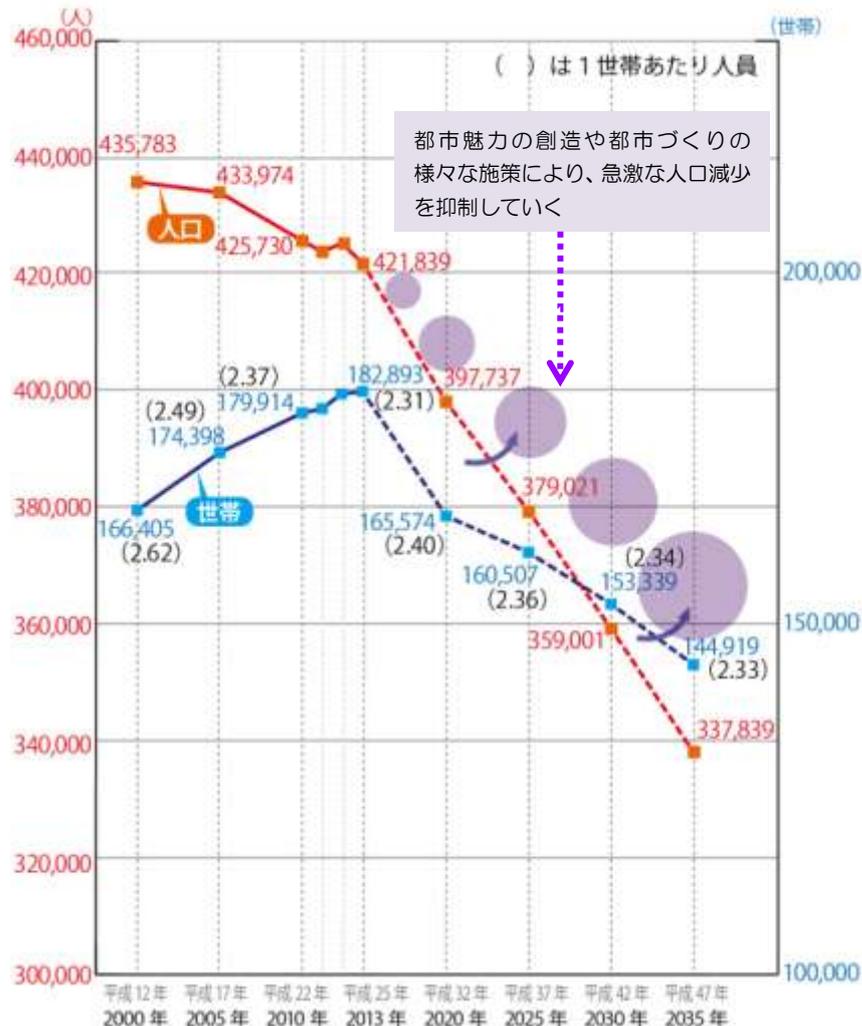
また、平成22年3月に見直しを行った現行プランでも、推計人口に基づき約41万人と目標人口を設定しましたが、現実には、若い世代の転出超過などにより推計以上の人口減少が生じており、平成27年3月現在で、約4千人の減少となっています。

このことから、市では、定住促進策として、都市魅力の創造や子育て世代の転入促進など積極的に取り組むことで、人口減少の抑制を目指しています。

本改定においても、推計人口に基づき目標人口を設定しますが、現在の取り組みを更に増強することで、下記のグラフに示した紫円のように、人口減少の割合を少しずつ改善し、最終的には出来るだけ緩やかな減少カーブにしていくことを目指します。

将来の目標人口：平成47年度（2036年3月）で約34万人

◆将来推計人口と世帯数



横須賀市都市政策研究所による推計（各年10月1日現在）

【年齢4区分別人口推計】

0～14歳は平成25年の約5.1万人から平成47年には約3.3万人と、約1.8万人の減少と推計されます。

15～64歳は平成25年の約25.5万人から平成47年には約19.2万人と、約6.3万人の減少と推計されます。

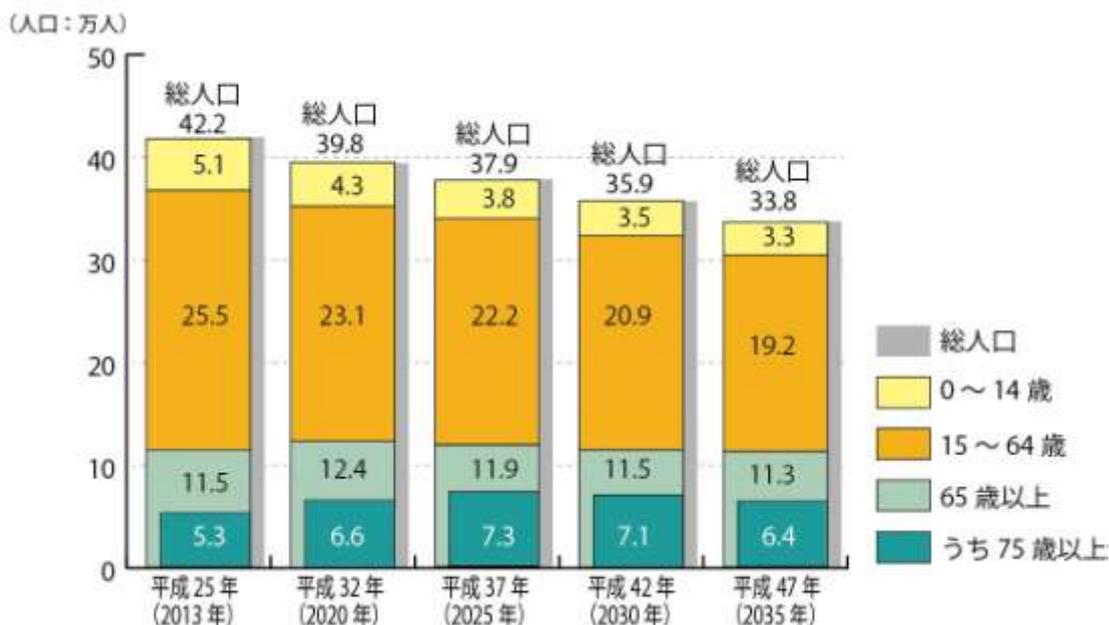
65歳以上は平成25年の約11.5万人から平成32年には約12.4万人と増加し、その後は減少傾向になり平成47年には約11.3万人と約0.2万人の減少と推計されます。

75歳以上は平成25年の約5.3万人から平成37年には約7.3万人と増加し、その後は減少傾向になり平成47年には約6.4万人になると推計されます。

◆年齢4区分別推計：（ ）は割合%

	平成25年 2013年	平成32年 2020年	平成37年 2025年	平成42年 2030年	平成47年 2035年	平成25～47年 の増減
総数：人	421,839 (100.0)	397,737 (100.0)	379,021 (100.0)	359,001 (100.0)	337,839 (100.0)	▲84,000 0.801
0～14歳：人	50,995 (12.1)	42,674 (10.7)	37,909 (10.0)	34,678 (9.7)	32,950 (9.8)	▲18,045 0.646
15歳～64歳：人	255,468 (60.6)	231,193 (58.1)	221,738 (58.5)	209,410 (58.3)	191,890 (56.8)	▲63,578 0.751
65歳以上：人	115,376 (27.4)	123,870 (31.1)	119,374 (31.5)	114,913 (32.0)	112,999 (33.4)	▲2,377 0.979
うち75歳以上：人	53,461 (12.7)	65,594 (16.5)	73,455 (19.4)	71,124 (19.8)	64,433 (19.1)	10,972 1.205

横須賀市都市政策研究所による推計（各年10月1日現在）



※総人口、4区分別人口は四捨五入によることから合計は一致しない。

2. 将来都市構造

(1) 拠点ネットワーク型都市づくり

高度経済成長の時代は、人口増加が続き、車社会の進展により市街地が拡大し、密度の低い住宅地が広がって現在に至っています。この市街地の拡大が将来とも継承される場合は、今後さらなる人口減少、少子高齢化などの進行により、市街地全体がますます希薄化していくものと予測されます。また、今後は、この社会現象により、社会資本整備への投資余力の低下や都市財政の圧迫が進行し、拡散した都市施設の維持管理や福祉サービスなどによる行政コストの増大なども予測されます。

さらに、車に依存している住宅地などでは、住民の高齢化で車の運転が出来なくなることによる不自由な生活や、人口減少により公共交通の維持が困難になるなど、車依存による環境負荷の高まりなども懸念されます。

そこで、将来都市構造を考えるにあたっては、都市の拡大を前提とする都市づくりから、既存ストックを有効活用しつつ様々な都市機能を計画的に集積させ、無秩序な市街地の拡大を抑えるような、歩いて暮らせるコンパクトな都市づくりへと転換することが必要です。

コンパクトな都市づくりでは、まず、主要鉄道駅等を中心とする拠点市街地を形成し、歩いて暮らせる生活圏を形成すべく、居住機能や生活利便施設などの様々な都市機能を集積するとともに、これら拠点市街地の幹線道路によるネットワーク化を図ります。

次に、駅周辺の拠点市街地とバスでアクセスされている周辺市街地（住宅団地など）では、最寄品店舗などの生活サービス機能を充実させ、生活利便性を確保します。これらの周辺市街地と拠点市街地間の公共交通網を整備・拡充することで、日常的な買物は居住地で済ませ、買回り品の購入や生活利便施設の利用などは、バスや鉄道を利用して拠点市街地に出て行える、高齢者をはじめとする住民が過度に自家用車に頼ることなく生活できる環境を創出します。

以上の考え方をもとに、都市づくりの目標を実現するために、「拠点ネットワーク型都市づくり」を目指します。

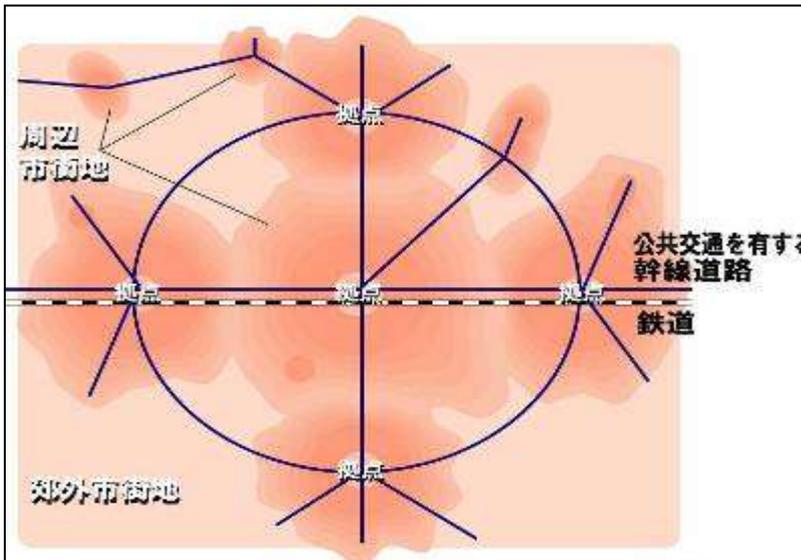
◆市街地の分類とその定義

分類		定義
拠点市街地	都市拠点	商業、業務、行政、各種サービス、高次医療、教育、文化等、本市の枢要な都市機能の集積を図る市街地。
	地域拠点	地域での自立性のある活動を支えるために必要な複合的な商業、業務、各種サービス、教育、文化等の機能や地域医療、地域福祉の機能などの都市機能の集積を図る市街地。
	地区の生活拠点	日常の買い物やサービスや診療など、日常生活の利便性を高める機能の集積を図る市街地。
周辺市街地	幹線道路の沿道地区	日常の買い物やサービスや診療など、日常生活の利便性を高める機能の集積と、居住機能の集積を図る市街地。
	住宅団地や利便性の高い住宅地	主として居住機能の集積による良好な住環境の形成保全を図る市街地。
郊外市街地		周辺市街地の外縁部等に形成された市街地。都市基盤施設が十分でない地区では、長期的には縮退を検討していく。 ※一団の計画開発や再開発などについては、本市の都市づくりの方針に基づき適正に誘導していく。

◆拠点ネットワーク型都市づくりのイメージ

- 市街地をコンパクト化し、それぞれの拠点をネットワークさせて、効率的で利便性の高い暮らしやすい都市づくりを目指します。

これまでの推移を放置しておくこと…

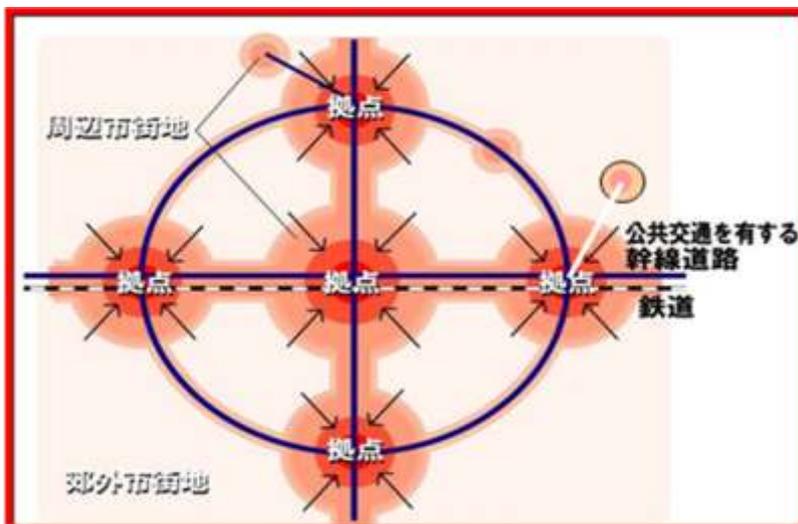


人口減少の中で、従来の市街地の拡大傾向が続くと、市街地は希薄化していく

- ・ 拡散した都市施設の維持管理に必要なコストの増大が予測される



これからの都市づくりは…



拠点ネットワーク型の都市づくりを目指す

- ・ 無秩序な市街化を抑制し、拠点市街地や周辺市街地に集約化を図る
- ・ 鉄道駅周辺等を中心に都市機能を集約
- ・ 幹線道路や公共交通網による連絡を強化



- 今後、国の都市づくりの施策などをふまえ、都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通網の整備を進めることにより、拠点ネットワーク型都市づくりを促進していきます。

(2) 骨格的な都市構造

① 拠点の配置と連携

将来にわたって都市生活や産業生産の活力を維持し、さまざまな人々のふれあいの中から、新たな都市文化と産業がはぐくまれるよう、交流の場となる都市の拠点を配置し、各拠点の機能が連携し、よりいきいきした交流が生まれるようなネットワークをつくります。

また、都市の拠点に適正に都市機能を集積し、各々の地域特性を活かした、より暮らしやすい都市環境を形成していきます。

都市拠点である横須賀中央駅を中心としたJR横須賀駅周辺から平成町にかけての中心市街地は、さらに高度な都市機能を集積し、個性と魅力のある都市空間を形成します。

地域拠点である主要な鉄道駅周辺などの拠点市街地については、商業・業務・公共施設などの利便性の高い都市機能や安全安心な歩行空間などを整備し、歩いて暮らせる環境を創出します。また、幹線道路網の整備や公共交通網のさらなる強化により、拠点市街地間の連携の強化を図ります。

また、地区の生活拠点や住宅団地のセンター地区などでは、日常生活に必要な生活サービス機能を充実させ、生活利便性の向上を図ります。

東京湾岸は、既存の産業機能と広域交通の利便性を活かした産業拠点ゾーンとし、新たな交通軸の整備と合わせて、産業拠点の再整備を図ります。また、横須賀新港から走水に至る地域は、都市的な水辺に親しむ交流ゾーンとして、景観も含めた海を身近に感じられる交流の拠点としての整備を進めます。

横須賀のみどりの環境の骨格ともなる一部の地区などでは、豊かな自然環境と調和した新しい交流のための拠点ゾーンとして、相互に連携する研究開発や交流の拠点としての整備を進めます。

海辺のリゾートゾーンとなる相模湾岸や金田湾岸では、自然環境、歴史的資源を活かした広域的な余暇の交流拠点を整備します。

農業・漁業との交流ゾーンを目指す津久井から長井に至る地域では土に親しむ余暇の交流拠点として都市農業の振興と一体化して整備していきます。

◆拠点の配置

都市拠点	： JR横須賀駅周辺、汐入駅周辺、横須賀中央駅周辺、平成町周辺の中心市街地
地域拠点	： 追浜駅周辺、田浦駅周辺（京急）、衣笠駅周辺、北久里浜駅周辺、浦賀駅周辺、久里浜駅周辺、YRR野比駅周辺、林交差点周辺の拠点市街地
地区の生活拠点	： 上記以外の駅の周辺、団地のセンター地区、店舗等の利便施設が集積する地区

◆拠点の配置と連携



② 交通の骨格

本市と広域圏とをスムーズに行き来できるようにするとともに、拠点市街地等をネットワーク化し、人々の豊かな暮らしといきいきした交流を支える、はしご型（ラダー型）の都市交通の骨組みをつくります。

横浜横須賀道路や三浦縦貫道路により、東京・横浜方面と円滑に連絡した都市の主軸となる交通軸をつくるとともに、スマートインターチェンジの整備により交通結節点機能の充実を図ります。

国道 357 号を市中心部まで延伸して臨港幹線道路（小川三春線）との連絡を図り、国道 16 号と並行した東京湾岸の新交通軸の形成を目指します。

都市間連絡軸・都市内連絡軸として、安全で快適な市民生活・都市活動を支える幹線道路網の形成を目指します。

湘南国際村山科台線の整備によって、中央丘陵部に展開する研究開発・国際交流等の交流拠点を連絡する新しい交通軸をつくります。

広域交通軸として、横浜横須賀道路、国道 357 号、東京湾口道路により大規模災害にも対応できる複数経路の広域幹線道路網の形成を目指します。

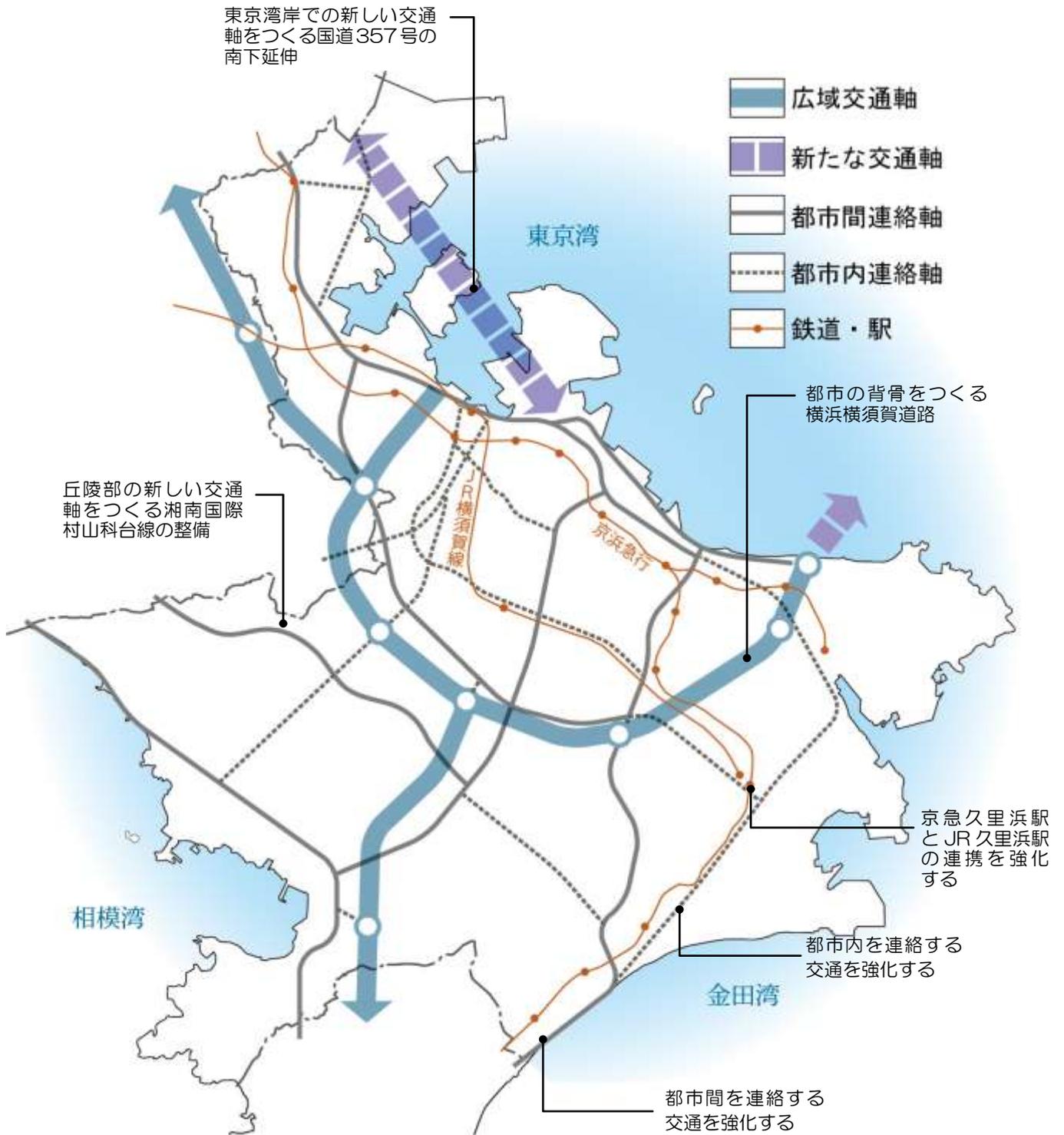
他都市と連絡している国道 16 号や 134 号等や市内の拠点市街地等を連絡する主要な幹線道路を整備し、既存の交通軸を強化します。

公共交通軸として、車依存や環境負荷を軽減する公共交通体系の充実を図り、円滑な交通流動の確保を目指します。

都市間・都市内を連絡する、京浜急行線、JR横須賀線の輸送力の強化・利便性の向上を図るとともに、駅前広場の整備、駐車場・駐輪場の整備等による交通結節点機能の充実を図ります。

拠点市街地と周辺市街地等を結ぶバス交通の快適性や利便性の向上を図ることにより、車依存や高齢化の進展に対応する環境にやさしい交通体系の充実を図ります。

◆交通の骨格



※市全体で、拠点市街地と周辺市街地を結ぶバス交通など、公共交通の利便性を向上する。

③ 都市環境の骨格

本市の恵まれた自然環境が、将来にわたって都市の魅力の源として維持され、豊かで魅力的な環境が、さまざまな人をひきつけ、豊かな暮らしといきいきした交流をはぐくむよう、横須賀らしい水とみどりにあふれた都市環境の骨組みに基づいた都市づくりを進めます。

大楠山、衣笠山、武山、野比へと連なる中央丘陵部の豊かな自然環境を、横須賀市の骨格を形成するみどりの環境と位置づけ、その保全を図るとともに、広域的な交流をはぐくむ環境として活用していきます。

市街地では、起伏にとんだ地形の特色を活かし、生物の多様性と多相性に富む緑地や小川など身近な自然とふれあうことのできる、個性的な景観を持つ市街地整備を進めます。

海辺の環境は、東京湾岸部では、海洋環境に配慮しながら、都市的な魅力のある景観、海辺環境を創造します。また、JR横須賀駅から観音崎までの海岸線を結ぶ「うみかぜの路(10,000メートルプロムナード)」については、海とみどりにふれながら楽しく歩くことができる憩いの空間として引き続き整備を進めていきます。

相模湾や金田湾岸部では、砂浜、磯など自然海岸の環境保全を図るとともに、海に親しむ環境として活用していきます。

また、近年、海岸部で見られる海岸侵食については、海岸線の維持・保全を図ります。

津久井から長井にかけての農地と農業集落のゾーンは、良好な農業生産環境として保全を図るとともに、都市農業の振興と合わせて都市住民が土に親しみ交流する環境として整備を進めます。

そして全市的に自然に包まれた都市環境づくりを進めるため、山と海、山と市街地のみどり、海と市街地のみどりが互いに連続しあう、みどりのネットワーク化を図ります。

市街地に近接して海と山のみどり恵まれた本市では、自然環境は都市魅力を創出する重要な資源でもあります。環境保全に配慮しつつ、地域の特性を活かして憩いと安らぎの場・自然に親しむ場として自然環境の活用を図ります。

◆都市環境の骨格



(3) 都市魅力の創造

人口減少社会の中でも交流人口を増加し、持続可能な都市活力を維持していくためには、首都圏に位置する立地を活かして来街者を引き付ける本市だけにある魅力づくりが重要です。都市計画マスタープランでは、“都市魅力の創造”を目標に掲げて、土地利用や市街地整備等の計画を推進していきます。以下に示す目標を全市的に取り組み、横須賀らしい都市魅力を創造していきます。

① 子育てがしやすいまちをつくる

子育てがしやすいまちは、同時に、誰もが安心して快適に暮らせる環境が整ったまちです。そこで、子育て世代から暮らしやすいと選ばれるまち、“子育てがしやすいまち”をめざし、都市の魅力づくりを進めます。

そのために、駅前等の便利な場所で土地の高度利用を進めて、医療、保育関連施設の立地を誘導していくことや、子ども連れや誰もが安心して快適に街に出やすい環境を整えていくためにユニバーサルデザインのまちづくりを推進し、街なかで憩い休める場を整備する取り組みを進めます。



- 医療、保育関連施設の立地誘導（駅前等の便利な場所での高度利用による施設誘導）
- 子ども連れで街に出やすい環境（ユニバーサルデザインのまちづくり）
- 街なかでの広場や休憩スペースの充実
- 教育環境の充実（横須賀らしい英語教育、国際化教育等）



② シニア世代が生き生きと暮らすまちをつくる

温暖な気候の本市では、高齢者向けの住宅の立地が見られます。また、少子高齢社会を迎えた本市では、現在の住宅地で高齢者が暮らしやすい居住環境を整えていく必要があります。これからの高齢者の多くは、様々な趣味を持ち、情報手段を身に着け、社会参加意欲があります。このような高齢者像に対応した、シニア世代が生き生きと暮らせる環境を、都市の魅力づく



りとして整備していきます。

そのために、医療、福祉、健康増進などの機能と連携した住宅の立地誘導や、空き家等を活用した多世代居住（近居）の支援、健康増進型の公園・散策路の整備や休憩所・スポーツ・温浴施設等の立地誘導に取り組みます。

また、公園や山林などの管理にシニア世代の参加を促すまちづくりボランティア体制の充実や、ソーシャルネットワークを活用した公共施設の管理や空き家の管理へのシニア世代の参加など、まちづくりについてシニア世代との協働体制を充実していきます。

- 医療、福祉、健康増進などの機能と連携した住宅の立地誘導
- 多世代居住の推進、支援
- 健康増進のための街なか環境の整備（健康増進型の公園、散策路や休憩所、スポーツ・温浴施設等の立地誘導）
- シニア世代の参加を促すまちづくりボランティア体制の充実



③ いろいろな住まい方ができるまちをつくる

生活に対する意識が多様化している中で、本市の海と山の豊かな自然環境や歴史文化を活かして、ライフスタイルに応じた暮らしの場を選択できる居住環境整備を、都市の魅力づくりとして推進します。

そのために、拠点市街地での土地の高度利用による都市型住宅による便利な住まい、海を間近に感じるリゾート感のある住まい、農園付きで「食と暮らし」を実践できる田園型の住まい、独特の「静かさ・雰囲気・風景」の谷戸でのクリエイティブな職場と住まい、静かに便利に暮らせる周辺市街地の住まいなど、多様な居住環境の整備誘導に取り組みます。

- 拠点市街地での便利な住まい
- 海を間近に感じるリゾート感のある住まい
- 「食と暮らし」を実践できる田園型の住まい
- 独特の「静かさ・雰囲気・風景」を実感できる谷戸の住まい
- 静かに便利に暮らせる周辺市街地の住まい



④ いろいろな楽しみのあるまちをつくる

本市は市街地と海や山が近接しており、日々の暮らしの中で自然を感じる環境があります。また、本市にはどぶ板通りに代表される外国文化を感じる場所があり、貴重な体験が出来る環境もあります。このような環境について、いろいろな楽しみ方が出来る都市の魅力づくりを進めます。

そのために、街なかを歩きながら様々な出会い・発見のある賑わいと魅力ある商業空間の整備、アメリカを感じることのできる街並みの整備や、海と山を身近に楽しむための散策路、ジョギング・ハイキング・サイクリングのルートの整備検討に取り組みます。

- 拠点市街地での賑わいと魅力ある商業空間の整備
- 歩いて「アメリカ」を感じることのできる街並みの整備
- 海と山を身近に楽しめる自然環境の保全活用（散策、ジョギング、ハイキング、サイクリングのルートの充実など）



⑤ 地域力を生かした活力を育むまちをつくる

本市には様々な特徴を持った地区があります。また、それらがネットワーク化されることで全市的な都市魅力となります。このような地区の持つ特徴を、都市活力の維持における資源とし、歴史・自然・食などの魅力を重層的に感じることのできる、都市の魅力づくりを進めます。

そのために、それぞれの地区における歴史的資源、自然資源などの活用とネットワーク化に対する取り組みを進めます。

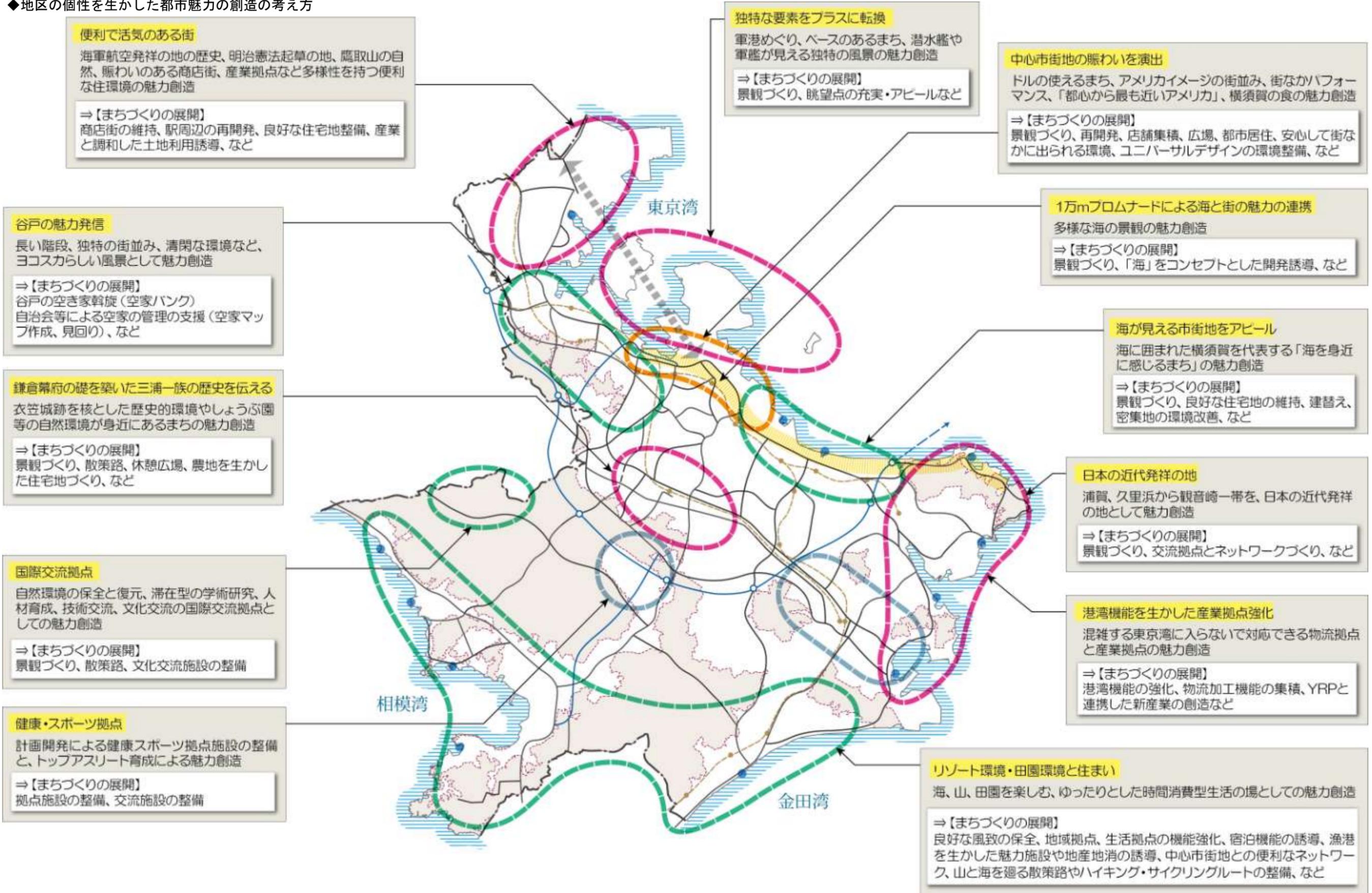
また、新たな魅力資源の発掘や整備を検討し、それらをベースにした産業の創出を図ることで雇用機会の増や都市活力の向上に結び付けます。

なお、地区ごとの魅力づくりは市民との協働により取り組んでいきます。

- 地区の歴史的資源、自然資源、新たなまちの魅力資源等の活用とネットワーク化
- 工場跡地等での適切な土地利用誘導
- 情報・創造型産業の立地誘導
- 6次産業化や地産地消に関連する施設等の柔軟な立地誘導
- 健康、スポーツ振興を促す土地利用誘導
- 日本の近代化発祥の歴史を活かした交流空間づくり



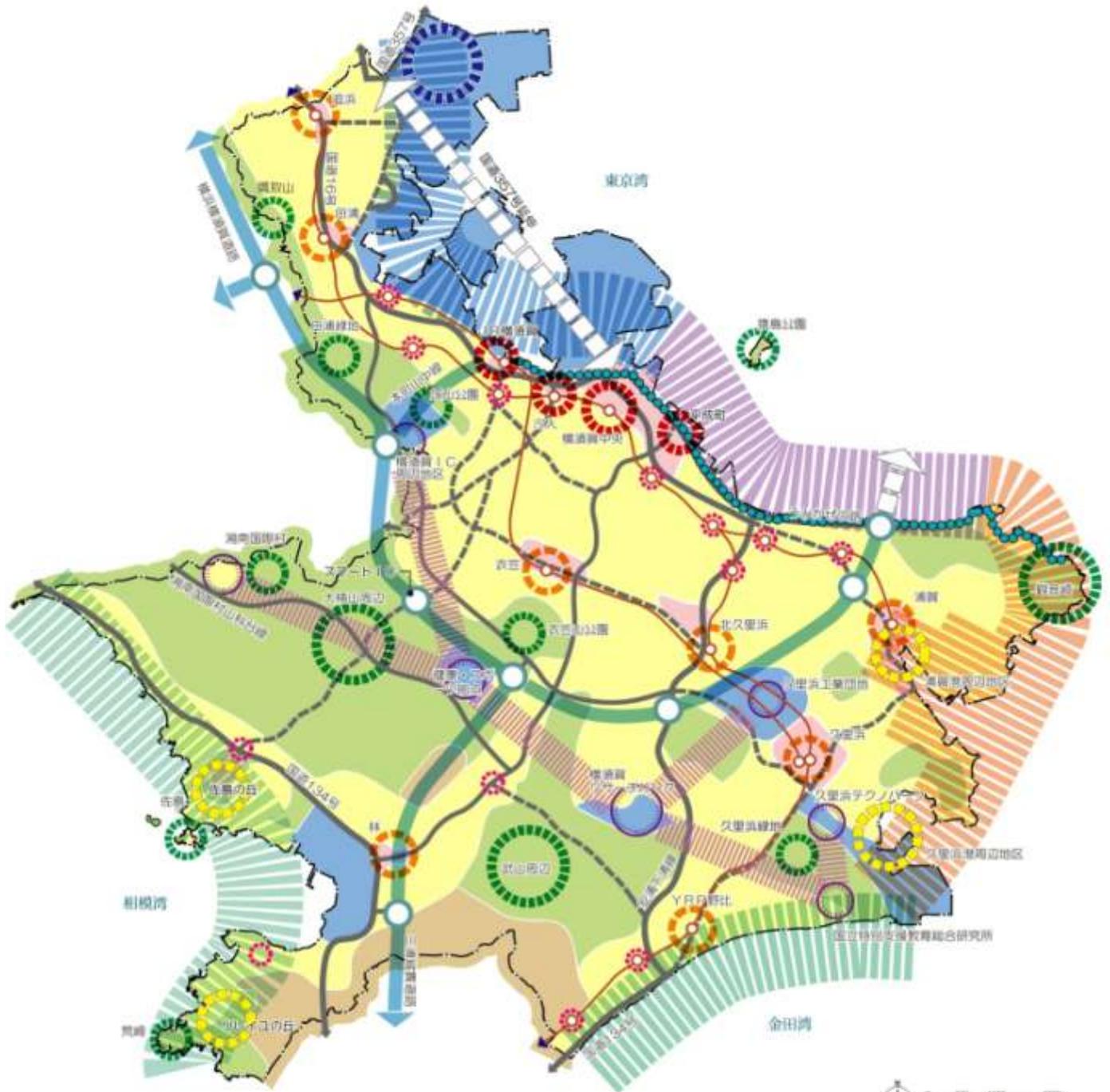
◆地区の個性を生かした都市魅力の創造の考え方



(4) 将来都市構造

これまでの検討を踏まえて、都市計画マスタープランが目指す本市の将来都市構造を以下に示します。

◆都市計画マスタープランが目指す将来都市構造図



	商業・業務系市街地		都市拠点(中心市街地)		歴史と自然を生かしたリゾートゾーンと産業・交流拠点		都市の背骨となる幹線道路
	産業系市街地		地域拠点(拠点市街地)		良好な海辺の環境を生かしたリゾートゾーンと交流拠点		都市間を連絡する幹線道路
	住居系市街地		主要な地区の生活拠点		都市的な海辺に親しむ交流ゾーン		都市内を連絡する幹線道路
	農地・農業集落地		丘陵部の研究開発・産業・文化等の交流拠点とその連携		自然との交流拠点		鉄道・駅
	緑地ゾーン		臨海部の産業拠点とその連携		新たな交通軸となる幹線道路(構想路線)		うみかぜの路

第3章 都市づくりの方針

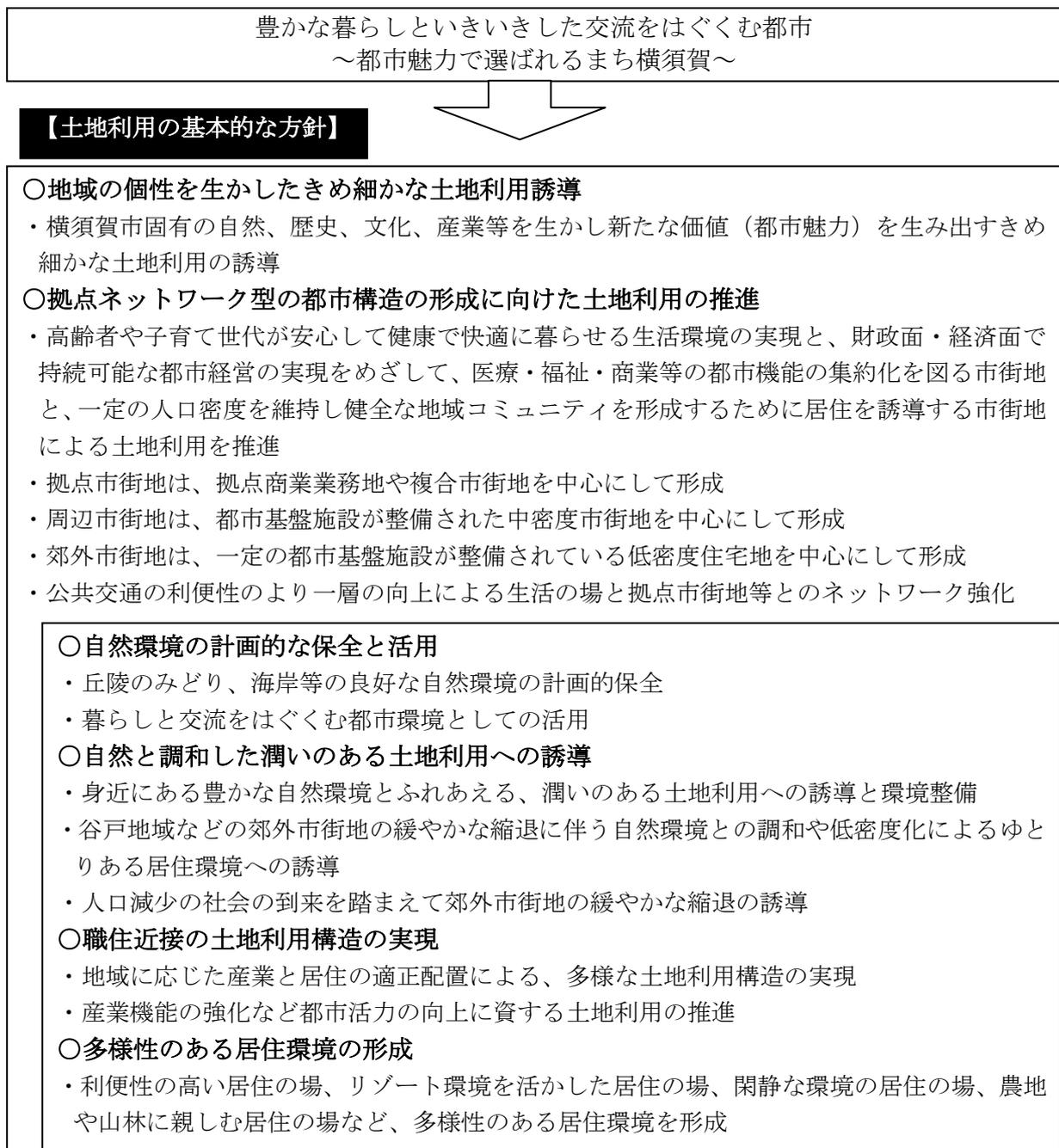
1. 土地利用の方針
2. 交通体系整備の方針
3. 環境共生型都市づくりの方針
4. 都市空間の魅力づくりの方針
5. 災害に強い都市づくりの方針
6. 住宅地整備の方針
7. その他の都市施設等の整備方針

1. 土地利用の方針

海とみどりの恵みの中で「豊かな暮らしといきいきした交流をはぐくむ都市～都市魅力で選ばれるまち横須賀～」の実現を目指して計画的な土地利用を促進するために、将来都市構造の基本となる土地利用の方針を定めます。

(1) 土地利用の基本的な方針

土地利用の方針における、その基本的な方針を「地域の個性を生かしたきめ細かな土地利用誘導」、「拠点ネットワーク型の都市構造の形成に向けた土地利用の推進」を大きな柱として、以下のように定めます。



(2) 土地利用の類型と配置方針

土地利用の基本的な方針に基づき、その具体化を図るものとして、土地利用を12種類に区分し配置して、用途地域、特別用途地区など地域地区の指定や地区計画の決定などにより、都市マネジメントの視点に立って計画的に誘導していきます。

① 低密度住宅地

丘陵上部の計画的に開発された戸建住宅を主とする住宅団地は、生活利便性の維持に配慮しながら、斜面緑地を含めて良好な環境を持つ住宅地としての土地利用を維持・増進します。

谷戸地域や既成市街地に連坦する丘陵部に形成されている、狭隘道路や階段道路などで交通利便性の低い市街地等では、基本的には、谷戸地域の斜面緑地を市民や土地所有者の協力を得て保全しながら、都市の防災性の向上へ向けて、主要生活道路の整備などを行うとともに低密度化した住宅地への転換を目指します。

② 中密度住宅地

幹線道路の後背部や丘陵地縁辺部等に形成された住宅市街地では、都市の防災性を向上する主要生活道路の整備と合わせた居住環境整備を図るとともに、安全で利便性の高い住宅地として土地の有効利用を図ります。

③ 複合市街地

中密度住宅地の主要幹線道路の沿道地区や、拠点商業業務地の周辺地区は、交通の利便性を活かし商業やサービス施設の立地を図るとともに、ライフスタイルに合わせた住み替えを促進するような都市型住宅を含む多様な住宅の整備に併せ、安全で安心して生活できる環境を整備し、賑わいのある複合市街地としての土地利用を図ります。

複合市街地では、建物の共同化、不燃化を進め、重点的に都市の防災性の向上を目指します。

④ 拠点商業業務地

中心市街地や拠点市街地を拠点商業業務地として、高度利用による商業、業務、医療、文化、レクリエーションなどの重要な都市機能の集積を図るとともに、多様な都市型住宅を誘導し、歩いて暮らせる都市的な魅力にあふれた賑わいのある活動的な都市空間形成を図ります。

中心市街地では、各鉄道駅周辺、主要交差点周辺など交通の結節点を中心に多様な都市機能を配置し、東京湾岸にひらかれた横須賀らしい国際性のある文化・環境を持った交流の拠点としての土地利用を図ります。

⑤ 都市型住宅・産業共存市街地

小規模な工場・倉庫などの点在する地区は、既存の大規模工場や新たに立地誘導される産業機能との連携により、生産機能の維持活性化を図るとともに、敷地内の緑化等により環境の向上を促進します。さらに、都市型住宅と工場などとの環境調和を図り、拠点商業業務地の周辺地区としての、職住近接の活力ある土地利用を図ります。

⑥ 流通・交流・複合業務地

東京湾口部に位置する地理的優位性を活かした、内貿ユニットロード及び港湾交流拠点機能の強化、船舶の物資補給・休息や商船の寄港による市内産業との連携をめざします。新港や久里浜港における既存航路の利用や新規航路誘致の促進、また横須賀港全体での、施設の集約化や大型船への対応、港湾施設の老朽化対策や周辺環境に配慮した施設整備とともに将来に向けた必要かつ有効な施設整備計画の検討を進めます。さらに、猿島、馬堀、観音崎、久里浜、野比など東京湾内の貴重な自然の保全とともに、広域レクリエーション拠点として市民が海辺に親しむ交流機能の導入も併せて検討していきます。

横須賀インターチェンジ周辺は、流通の拠点など広域道路交通網の利便性を活かした土地利用について検討を進めます。

⑦ 工業・研究業務地

既存の大規模工場地については、交通体系の整備によってその生産環境の維持・強化や研究機能の充実を図りながら、周辺の市街地に調和した環境整備により、魅力ある職場環境の形成を進めます。また、既存の工業団地については大規模工場を含めた工場間の連携強化により生産機能の維持活性化を図ります。

研究業務施設の集積するY R Pでは、情報通信技術を活用し、新たな成長産業分野への多様化等を図るとともに、研究者等の居住機能の導入を進めます。Y-HEART地区は新たな工業研究業務機能、健康スポーツ機能等を持つ施設の立地誘導を図ります。

⑧ 防衛施設用地

可能な限り米軍基地の返還と自衛隊施設の集約・統合を図り、都市魅力の創造に貢献する土地利用を推進します。

⑨ 農地・農業集落地

南・西地域の優良農地と農業集落地は、環境保全・農業振興を図るとともに、観光農業や直売所の整備など地産地消の推進や、農業と都市の交流の場として活用します。

⑩ 漁港等

地場産水産物を買える、食べられるなど地産地消を推進し、生産者と消費者の交流の場としての活用と、水産物の生産・流通拠点的土地利用・環境保全・水産業振興を図ります。また、漁港周辺の市街地では魅力ある海辺の環境を生かしたサービス機能・宿泊機能等の集積を誘導します。

⑪ 保全緑地・大規模公園緑地等

三浦半島中央丘陵の豊かな自然環境については、本市の貴重な資源として保全します。その一部の区域については、ハイキングや森林浴など自然に親しめる環境を整えるとともに、豊かな自然環境の保全を目的とした、市民や本市を訪れる人々にやすらぎと潤いを与える大規模な公園緑地を配置整備します。

また、荒崎・観音崎などの自然海岸とその後背地のみどりの景観については、計画的に保全を図りながら、自然と調和した土地利用による自然の中の交流の場づくりを進めます。

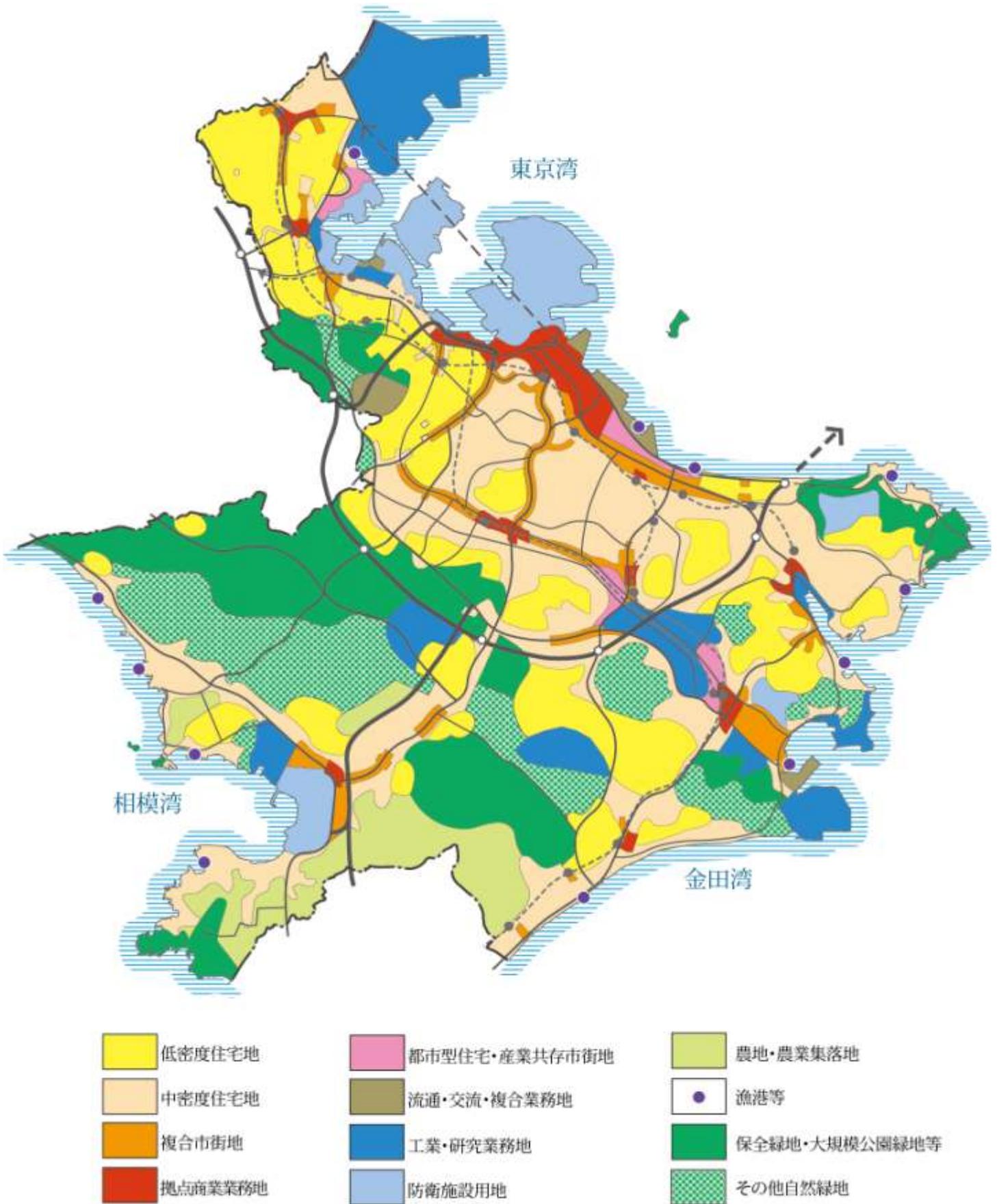
東京湾岸、金田湾岸、相模湾岸という特徴ある海岸景観を活かし、うみかぜの路の拡充や幹線道路の拡充等により海辺を廻るサイクリングロード等の整備を進めます。

「丘陵部の研究開発・産業・文化等の交流拠点とその連携」ゾーンにおける土地利用については、「横須賀型みどりの保全ガイドライン（P57 参照）」によるみどりの保全により、周辺の自然環境との調和を図ります。

⑫ その他自然緑地

丘陵上部の自然緑地は、その保全を原則とします。ただし、区域内で一団の土地利用を図る場合は、自然環境との調和に十分配慮し、かつ市民や地域に貢献できるものとします。

◆都市計画マスタープランが目指す土地利用方針図



(3) 重点的土地利用誘導の方針と整備方策

土地利用の基本的な方針を踏まえて、拠点ネットワーク型の都市構造を形成し魅力ある都市づくりを進めていくため、次のような面で重点的に土地利用を誘導し、環境に配慮した開発整備を推進します。

① 拠点商業業務地の再開発・高度利用

都市拠点、地域拠点では、商業、業務、医療、文化、レクリエーションなどの都市機能の集積を推進し、利便性の高い市街地環境を活かし市外からの住み替えを促進するような都市型住宅の充実を目指して土地利用の更新・高度利用・再開発を推進するとともに、幹線道路網の整備と公共交通の強化による、都市拠点とのネットワーク化を図ります。

都市機能の集約配置・整備によるコンパクトな都市拠点、地域拠点の形成と併せて、だれもが安全快適に歩いて暮らせるような、ユニバーサルデザインに配慮した、都市空間を形成します。

新港地区においては、中心市街地における新たな交流拠点として、官公庁施設の集約、商業、業務、観光等機能の形成を計画的に誘導し、その環境の維持向上を図ります。

整備の方策等

市街地再開発事業／高度利用地区／地区計画／特定街区／景観地区／総合設計など

② 谷戸地域の低密度化・環境改善・活用

谷戸地域は、横須賀らしい景観や環境を持つ反面、斜面に住宅地が展開しており、道が狭く、行き止まり道路、階段道路が多い地域や、古い木造住宅が密集している地区が多く存在しており、また崖地等に接している住宅も多いため、災害の危険や日常生活の不便さなどの問題を抱えています。そのため、基本的には居住環境の改善を目指して、行き止まり道路の解消や狭隘道路の整備を図るとともに、建物更新時やライフスタイルに合わせた住み替え等の促進により低密度化を誘導します。

人口減少や少子高齢化による、谷戸地域の階段上部や生活利便性の低い地域などのゆるやかな縮退に伴い、空き家・空地の未利用地化が進行することで防犯性などの生活環境が悪化しないように、市民の協力を得ながら、縮退による空地等を活用して修復・改善、自然環境の再生などを行うことで、谷戸地域の良さである横須賀の特徴的な景観や、自然とふれあえる居住環境、温かい地域コミュニティの維持・増進に向けた、ゆとりある土地利用を推進します。

鉄道駅や幹線道路に便利な谷戸地域では、四季を身近に感じる閑静な環境を活かしたクリエイティブな活動など、谷戸地域の持つ独特な環境を横須賀の魅力の創造の場として活用する土地利用を誘導します。

谷戸地域の斜面緑地については、良好な住環境に寄与する緑地を適正に維持するとともに、開発計画がある場合は、緑地環境との調和と防災性の向上に寄与する豊かな空閑地を確保し、谷戸地域の環境改善につながる、計画的で優良な開発へと誘導します。

整備の方策等

地区計画、共同建て替え誘導／谷戸地域のまちづくりルール／景観地区など

③ 古い開発の住宅団地での土地利用誘導

昭和40年代、50年代に開発された住宅団地では、人口減少・高齢化による交通弱者の発生、空き家の発生、店舗や日常サービス施設等の撤退が生じており、便利で安心して暮らせる地域コミュニティを維持していくために、日常サービス施設・店舗等の立地誘導、公共交通の充実を推進します。また、空き家を有効に活用した、ファミリー世帯の居住による世代ミックスや同居・近居に対する支援や空き家の適正管理による防災防犯対策など、総合的な施策を検討していきます。

整備の方策等

地区計画、共同建て替え誘導、空き家コンバージョン、空き家の管理体制など

④ 大規模工場跡地などの土地利用転換

浦賀港周辺地区等の未利用地や土地利用転換すべき大規模な工場跡地は、我が国の近代化の歴史において重要な役割を果たしてきた地区であり、「日本の近代発祥の地」の歴史を活かした都市魅力の創造に結びつく交流拠点の形成を目指して、商業、業務、文化、住宅、レクリエーション施設など拠点的な都市機能の集積や景観形成を図ります。

都市型住宅を供給し、若い世代の定住促進、高齢者の住み替えに対応すべく、再開発、土地利用の更新整備、高度利用を推進します。

整備の方策等

用途地域／地区計画／景観地区など

⑤ 新市街地の計画的な土地利用

市街化区域に編入した Y-HEART 地区及び横須賀インターチェンジ周辺地区における土地利用については、骨格的な都市交通体系の整備と合わせて、教育、研究業務、流通業務、健康スポーツ、文化、レクリエーションの施設、低密度住宅地、保全緑地などを計画的に整備配置し、“丘陵にひらかれた新たな都市的土地利用”を図ります。

計画的に開発された地区において、社会経済状況の変化により新たな機能導入・土地利用転換の必要性が高まっています。YRP（横須賀リサーチパーク）地区では、既存施設との調和に配慮して、都市活力の向上に資する新たな交流機能、産業機能、居住機能などの導入を検討していきます。

整備の方策等

地区計画、景観地区、都市緑地の指定／緑地協定／幹線道路整備等を伴う優良な開発の誘導など

⑥ 海の交流ゾーンの計画的な土地利用

追浜地区から大津地区に至る東京湾の海岸部では、都市的な魅力のある景観、海辺環境の保全に配慮しながら、既存の産業機能と広域交通の利便性を生かした産業拠点ゾーンとしての土地利用を図ります。

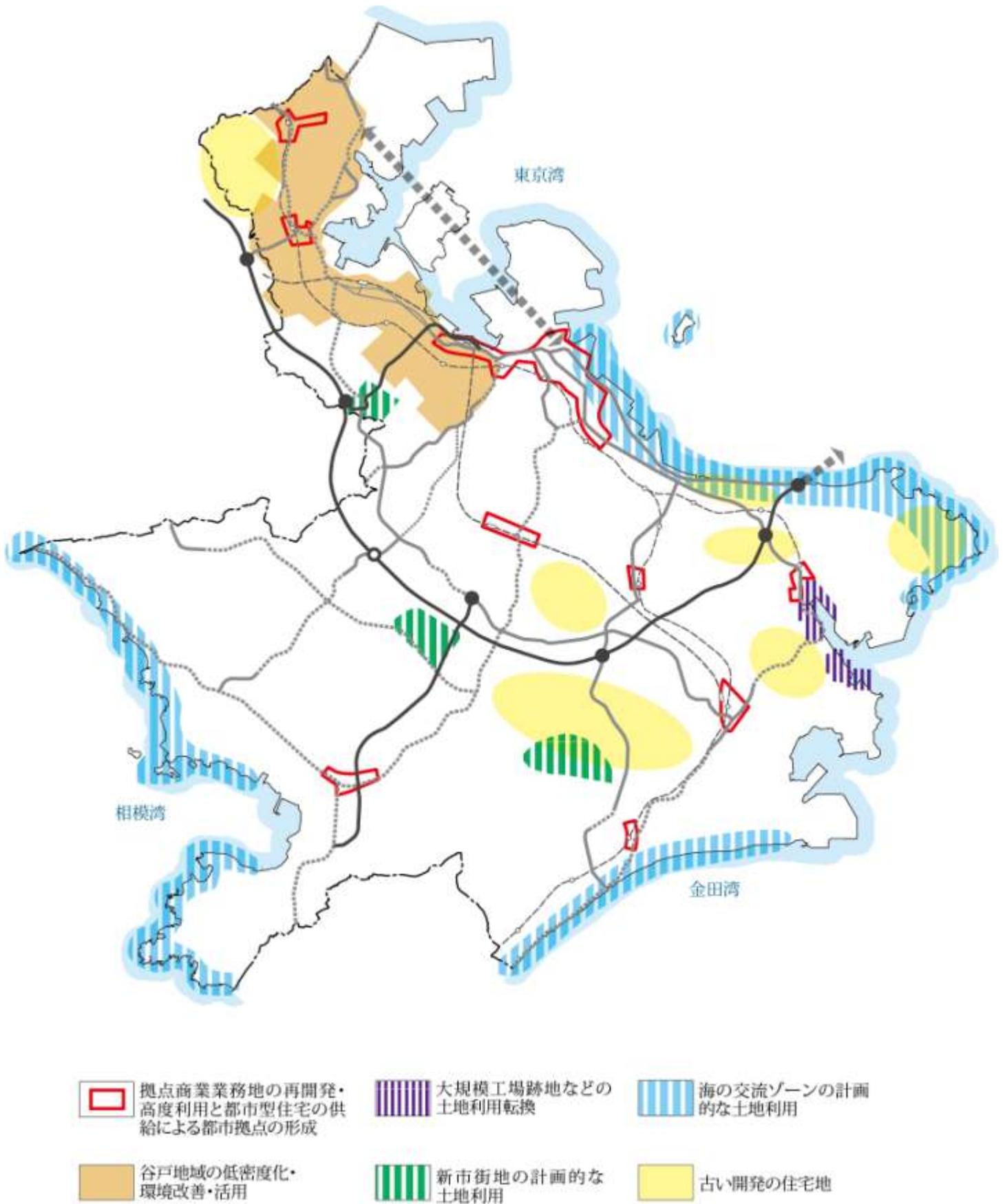
大津地区から北下浦地区に至る東京湾及び金田湾の海岸部では、自然環境や歴史的資源を活かしたレクリエーションゾーンとしての土地利用を図ります。

相模湾の海岸部では、良好な海辺の自然環境を活かしたリゾートゾーンとしてサービス機能・宿泊機能等の交流機能の導入も視野に入れた土地利用を図ります。

整備の方策等

臨港地区／用途地域／特別用途地区／地区計画／景観地区など

◆都市計画マスタープランが目指す重点的土地利用誘導方針図



2. 交通体系整備の方針

本市の交通体系は、地形的な条件やこれまで市街地が形成されてきた過程などから、東京湾岸部や東部に主要な交通路が偏り、市の東西を結ぶ交通路が不足しています。

そのため、広域的な交通と生活交通が一部の道路に集中し、特に夏季などの観光シーズンには一時的に交通渋滞が発生する地区もあります。また、拠点ネットワーク型都市構造を実現する上で、それぞれの地域間の連携を強化する交通ネットワークの形成等、交通基盤を整備することが課題となっています。

これらの問題の解決を目指し、次のような方針のもとに交通体系の整備を進めます。

(1) 総合的な交通体系整備の基本的な方針

① 首都圏構造に対応した広域幹線道路網の形成

- 国道 357 号延伸整備など広域幹線道路網の整備
- 大規模災害時に対応できる広域交通の複数経路の確保

② 都市の骨組みをつくる幹線道路網の配置形成

- 市内各地域間、拠点間の連絡の円滑化
- 豊かな暮らしといきいきした交流を支える幹線道路網の適正配置、整備
- 効率的で実現性の高い幹線道路ネットワークの構築に向けた、都市計画道路網の適時適切な見直しの実施
- 暮らしの場と拠点市街地を結ぶ道路ネットワークの形成
- 幹線道路幅員の合理的で柔軟な運用
- 市街地を分断している鉄道と幹線道路の改良整備

③ 安全で快適なコミュニティ内の道路の整備

- 地域コミュニティ内の生活利便性の向上、防災機能の強化
- 歩行者の安全性・快適性の確保、主要生活道路のネットワーク化

④ 公共交通の利便性の向上

- 公共交通の優先（バスレーンなど）
- 地域間を連絡するバス交通の充実・定時性の確保
- 交通事業者などによるコミュニティバス、デマンドバスの導入検討や、バスの乗り継ぎ割引制度の導入検討
- 鉄道輸送力の強化

⑤ 交通結節点の機能の強化

- 鉄道と道路、広域道路交通と地域道路交通などの接続性の向上
- 交通結節点となるスマートインターチェンジの整備とその活用、駅前広場の整備
- 拠点商業業務地の自動車駐車場、駐輪場の整備、活用
- 物流拠点となる港湾施設から広域幹線道路網へのアクセス道路の整備・充実

⑥ 環境負荷の低減を促進する都市交通の実現

- 環境負荷の低減を促進する交通施設整備（EV（電気自動車）、FCV（燃料電池自動車）の導入促進など）
- 自家用車に過度に頼らない交通体系の推進（公共交通の利便性の向上、カーシェアリングなど）
- 円滑な交通流動を確保するための総合的な交通需要管理（モビリティマネジメントの推進など）
- 道路施設の計画的で適切な維持管理

⑦ ユニバーサルデザインにも配慮した道路空間の整備

- 歩行者や自転車が安全・快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮した道路空間の整備
- 障害のある人や外国人も安全・快適に回遊できるような、街並み景観と調和した道路標識やサインの設置
- 街路樹などのみどりとふれ合える道路空間の整備

（2）道路整備の方針

① 幹線道路ネットワークの形成

国道16号などの限られた路線に大量の交通が集中する現状を改善し、広域圏と横須賀市、市内各地域が相互に連携し、その役割と機能を十分に発揮できる幹線道路ネットワークを形成します。

ネットワークは以下のように、3つの性格を持った幹線道路を組み合わせ、はしご型（ラダー型）の構成を目指します。

○高速交通で広域圏と連絡する都市の主軸となる幹線道路

横浜横須賀道路／本町山中線／三浦縦貫道路／東京湾口道路

○海岸部国道の機能の補完と広域圏との連絡を強化する縦軸となる幹線道路

国道16号／国道134号／国道357号／小川三春線（臨港幹線道路）／久里浜田浦線／湘南国際村山科台線

○主軸となる幹線道路と縦軸となる幹線道路を連絡し複数経路を確保する横軸となる幹線道路

船越夏島線／横須賀逗子線／横須賀葉山線／坂本芦名線／横須賀三崎線／安浦下浦線／大津長沢線

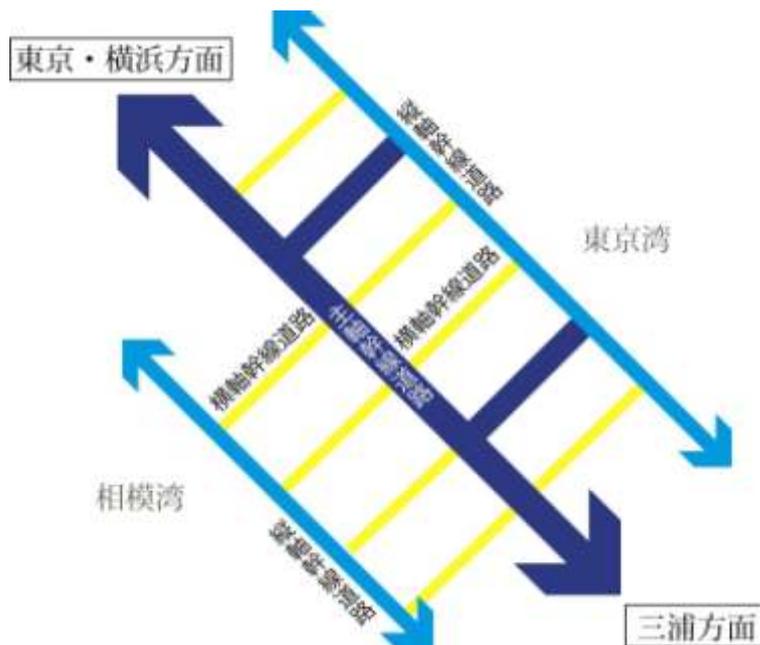
② 幹線道路の整備

- 都市の主軸となる地域高規格道路（自動車専用道路）
 - 三浦縦貫道路の延伸による主軸となる幹線道路の機能強化

横浜横須賀道路の新規スマートインターチェンジの開設

- 縦軸となる主要幹線道路
 - 国道 16 号の混雑緩和と東京・横浜方面との連絡強化のため、東京湾岸の新たな交通軸として、国道 357 号の都市計画決定区間の早期整備と市中心部への延伸の早期具体化
 - 国道 16 号の自動車交通の円滑化と歩行者空間充実のための改良整備の推進
 - 国道 134 号の整備促進
 - 西地域から逗子・横浜方面への広域連絡機能を強化する湘南国際村山科台線の整備促進
 - 国道 16 号の機能を補完し、市域中央部での各地域への連絡を強化する久里浜田浦線の整備促進
- 横軸となる幹線道路
 - 横浜横須賀道路と三浦海岸方面との連絡機能を強化する、安浦下浦線の整備促進（H28 年度開通予定）
 - 各地域間の連絡強化、東京・横浜方面への接近性向上のため、海岸部と半島中央部の自動車専用道路等を連絡する“横軸”となる幹線道路（横須賀葉山線、横須賀三崎線、坂本芦名線など）の整備促進

◆はしご型（ラダー型）の幹線道路ネットワークの模式図



③ 開発整備と連動し、地域の生活利便性と防災性を向上する、その他の幹線道路

- 谷戸地域を相互に連絡し、地区内の生活道路と地区幹線道路との連携を図ることによる、幹線道路とのネットワークの形成
- 丘陵上部の住宅団地を相互に連絡する地区幹線道路、生活道路の整備
- 主要幹線道路から離れた地区の開発に際しては、計画的な開発と連動して、地域の交通利便性向上につながる地区幹線道路、生活道路の整備を誘導
- 都市拠点形成する拠点商業業務地の開発では、地区幹線道路等の歩行者空間の整備、街路景観の整備を推進

④ 健康増進・観光レクリエーション機能を持った幹線道路等

- ・ 海辺のサイクリングロードの機能を有する道路等の整備
- ・ 丘陵部のハイキングコースと連携し歩行者ネットワークを形成する道路等の整備

⑤ 幹線道路等の適切な維持・管理

- ・ 道路、トンネル、橋梁などの長寿命化に向けた適切な維持管理の推進
- ・ 「点検⇒診断⇒措置⇒記録」のメンテナンスサイクルの構築

(3) 公共交通の整備方針

① 鉄道交通の強化

- ・ 三浦市方面との連絡強化、北下浦地区の公共交通の利便性向上のため、京急久里浜駅～京急長沢駅間の複線化整備の促進

② バス交通等の強化

- ・ 周辺市街地と中心市街地・拠点市街地を連絡するバス交通の充実
- ・ 路線バス交通の定時運行を確保するため、幹線道路整備と連動したバスレーン、バスベイの整備促進やバス優先の信号制御の改良
- ・ 遠距離バス利用者の負担軽減に向け、乗継割引制度の導入検討
- ・ 利用者の快適性や利便性の向上のためのバスロケーションシステムやハイグレードバス停などの整備
- ・ 日常の足となる生活交通の維持・確保
- ・ 駅前等における利用しやすいタクシー乗り場の整備

③ 西地域の公共交通の利便性の向上

西地域は、鉄道駅から遠く、幹線道路の交通混雑のためバス交通の定時性に欠けるなど、公共交通の利便性の低い地域です。近年の坂本芦名線や三浦縦貫道路の整備により、交通渋滞も緩和されてきてはいるものの、依然として、公共交通の利便性は低く、今後も幹線道路網の整備と連動しながら、公共交通サービスの着実な向上を図ります。

- ・ 西地域の幹線道路網の整備に合わせた路線バスルートの再編
- ・ 西地域・横浜間的高速バス運行の維持・利便性向上の促進
- ・ 広域的で利便性の高い路線バス交通網の形成
- ・ 西地域におけるバス交通の定時性の確保

(4) その他の交通施設の整備方針

① 歩行者ネットワーク

- ・ 都市拠点内や地域拠点内での人々の生活・活動を支えるユニバーサルデザインにも配慮した歩行者空間の形成とネットワーク化
- ・ 通学路として利用される道路や、レクリエーション施設・文化施設などの交流拠点を連絡する道路での、歩行者が安全で快適に利用できる歩行空間の整備

- 利用者の利便性、安全性等の向上を図るため、周辺の道路整備等と連動した駅前広場の整備、機能強化
- 健康維持増進に資する身近な場所での安全・快適なウォーキングルートの充実
- 海岸や丘陵の自然に親しむ安全・快適なハイキングコースの充実

② 自転車

- 自転車が安全で快適に利用できる道路空間の再構築
- 日常生活の足としての自転車利用の促進
- 余暇活動としてのサイクリングを楽しめるサイクリングロードやレンタサイクルのシステムなど環境づくりの検討

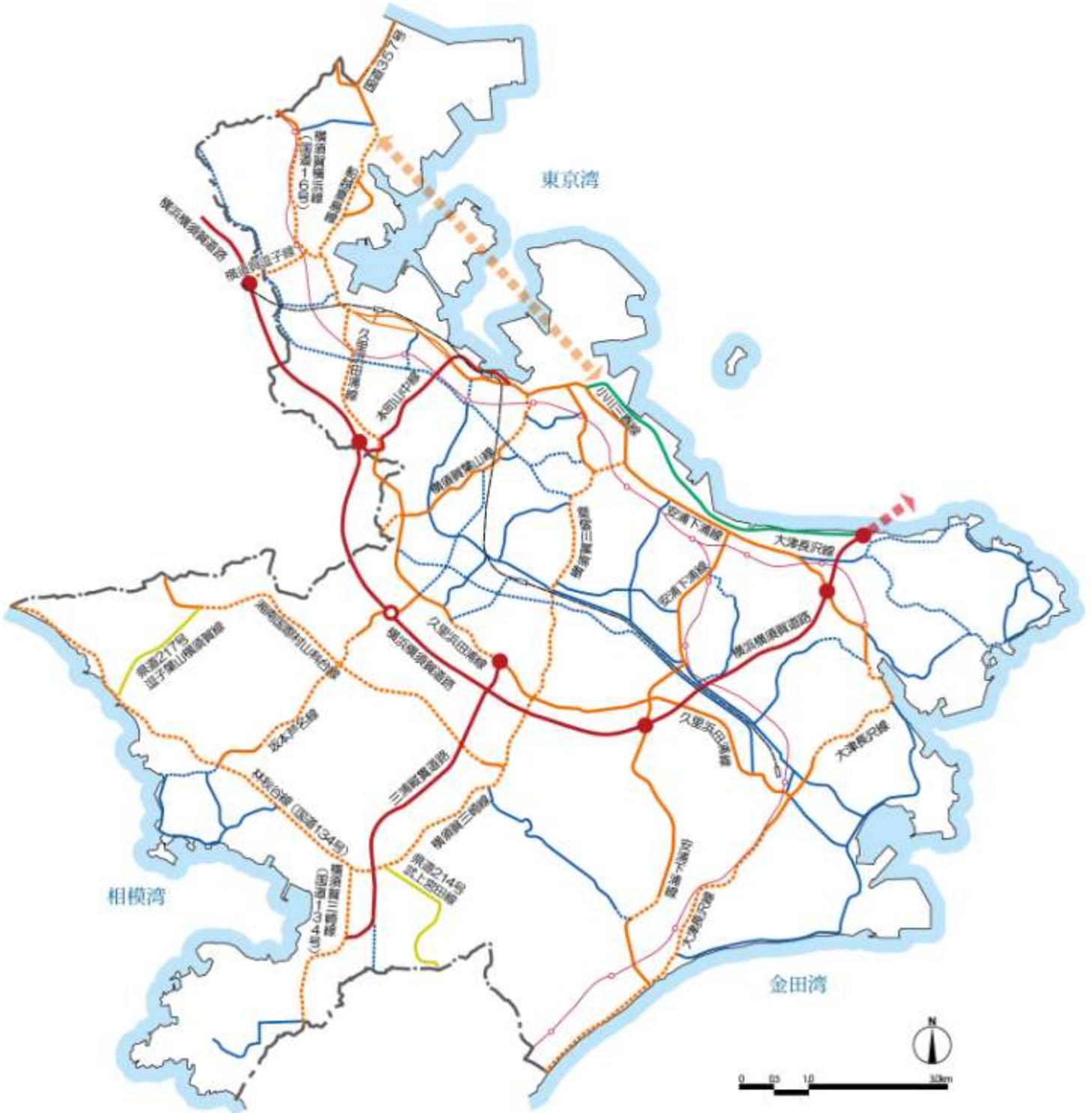
③ 駐車場等

- 官と民の役割分担を明確にしながら、都市拠点・地域拠点を中心に道路地下空間の活用を含めた駐車場の積極的な整備を推進
- 都市拠点、地域拠点等では、土地の有効利用や円滑な地域交通に資する附置義務駐車場の集約化や隔地駐車場を導入
- 鉄道各駅やバス停周辺に自転車等の駐輪場の整備を進め、利便性の向上、交通の円滑化、良好な景観を確保
- 地域の特性に応じた観光用大型バス駐車場・駐停車スペースの確保
- 谷戸地域では、谷戸入口部分での建築物更新整備、共同建替えに合わせて、谷戸居住者のための自動車駐車場の整備を誘導・推進

④ 港湾

- 東京湾口部の地理的優位性を活かした、横須賀港を発着地とする国際・国内物流の幹線航路基地の形成
- 平成地区、久里浜地区に加えて、長浦地区における、緊急・海上物資輸送拠点としての耐震強化岸壁の整備
- 久里浜港からの離島航路、横須賀港内遊覧船の就航
- 公園や商業施設等と連携した交流機能の強化、レクリエーション等の場としての利用検討

◆都市計画マスタープランが目指す幹線道路の整備方針図



- | | | | |
|-------------------|--------------------|------------------|------|
| 自動車専用道路
(整備済) | 主要幹線道路
(整備済) | 幹線道路
(整備済) | 鉄道・駅 |
| 自動車専用道路
(構想路線) | 主要幹線道路
(未整備) | 幹線道路
(未整備) | |
| インターチェンジ
(整備済) | 主要幹線道路
(構想路線) | 都決されていない
幹線道路 | |
| スマートインター
チェンジ | 都決されていない
主要幹線道路 | | |

3. 環境共生型都市づくりの方針

丘陵の豊かなみどり、景観的にもすぐれた海岸など横須賀の恵まれた自然は、都市の大きな魅力の源となっています。この自然を大切な都市環境として守り、はぐくむとともに、市民や本市を訪れる人々にやすらぎとうるおいを与える交流の場として、自然とふれあうことのできる環境形成も必要となります。

また、多様で多相な生物相の保護、生態系の復元などの生物多様性の保全等に関する取り組みを含め、自然環境の計画的な保全と創造、維持管理と適正な活用については、環境基本計画やみどりの基本計画などの各分野別計画と整合を図りながら推進していきます。

(1) 市街化調整区域の自然環境について

市街化調整区域は市域の約34%を占め、そのうち約80%が山林・農地・海浜等の土地利用です。山林のみどりと海辺の環境は、本市の個性と魅力を形成する重要な資源であり、今後も自然環境の保全を図り身近に山林のみどりと海辺に親しめる環境づくりを進めます。

① 中央丘陵の緑地の保全《保全緑地・大規模公園緑地等》

本市の市街化調整区域には、三浦半島のみどりの骨格となる中央丘陵を形成する緑地が大楠山から武山にかけて残されています。これらの緑地の中には近郊緑地保全区域や風致地区などの指定により自然環境の保全が図られている区域もあり、今後とも保全していきます。

- 国営公園の設置など

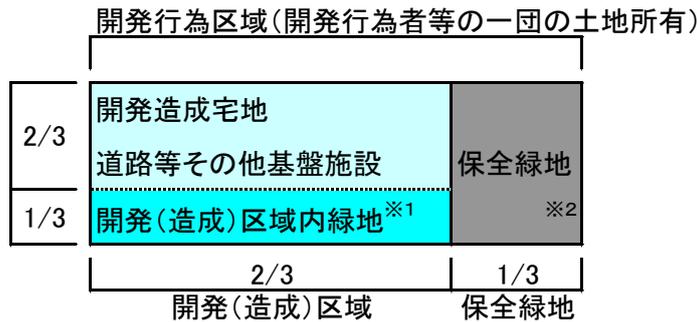
② 中央丘陵に連なる緑地の保全《その他自然緑地》

中央丘陵に連なる山林には、近郊緑地保全区域や風致地区などの指定がされていない民有地の山林が多く、土地所有者等による開発意向や、みどりの減少、ゴミの不法投棄等による山林の荒廃が生じています。このような地区については、都市的土地利用の抑制を基本としつつ、条例等によりみどりの保全を誘導していきます。

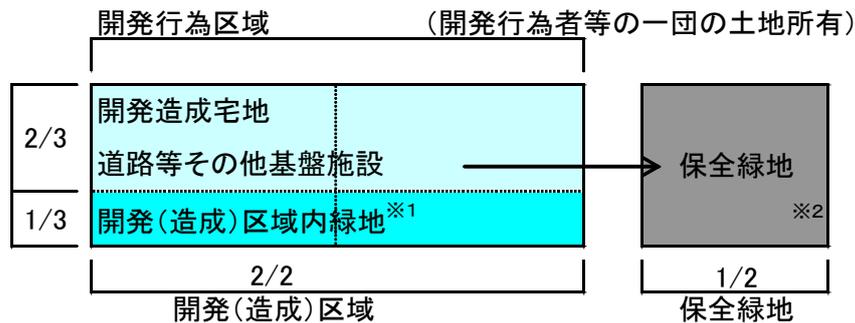
- 都市的土地利用の抑制
- 植生自然度の高い樹林帯や生物生態系への配慮
- 「土地利用調整関連条例」に基づく開発区域に対する一定割合の緑地保全の誘導

◆横須賀型みどりの保全ガイドライン

○一定割合を1/3とした場合



○一定割合を1/3とし、開発行為区域外に保全緑地を担保した場合



※1 「開発区域内緑地」とは公園、緑地、緑道、各施設内の樹木・花・芝地及び道路の植栽帯を指す。整備・保全の方策としては、公園緑地の都市計画決定、緑地広場の地区計画への位置づけ等が考えられる。

※2 「保全緑地」とは、質の高い安定した一団の自然緑地を基本とする。保全の方策としては、都市公園緑地としての用地提供・移管、緑地保全地区等の地域制緑地の指定等が考えられる。

③ 特色ある自然海岸と後背丘陵緑地の保全

観音崎、荒崎などの自然海岸と海に迫った緑地は、本市の特徴的な景観を形成する緑地として保全を図ります。

- ・ 特別緑地保全地区や風致地区等の指定による計画的な保全
- ・ 自然環境を活かした自然鑑賞・休養の場の整備

④ 農業環境の保全・活用

津久井、須軽谷、長井等に広がる優良農地と農業集落の環境の保全・活用を図ります。

- ・ 農業振興と連動した都市型農業、観光農業の育成、農地の保全・活用

⑤ 水域の環境の保全・整備

河川、海域等での環境保全と親水空間整備を図ります。

- ・ 東京湾、相模湾、金田湾の浅海域を含む水際線の環境保全と海岸侵食からの海岸線の保全
- ・ ビオトープ等の手法を用いた水辺環境の保全
- ・ 自然景観や生態系に配慮した河川環境の整備
- ・ 漁業、海産物等にふれあえる場と環境の整備
- ・ 遊歩道、緑地帯等親水空間の整備
- ・ 流域、沿岸の特性に応じた水質保全

(2) 市街化区域の緑地について

本市の市街化区域には、斜面緑地や一団の山林が残されています。これらの緑地は、市街地の安全確保の面から適正に保全管理していく必要があります。

また、市街地で四季を感じる身近な緑地として市民に親しまれており、市街地の景観に潤いを与える重要な緑地です。市街化区域内の樹林地の多くは私有地ですが、本市の貴重な緑地として保全を図るために、みどりの基本計画と整合を図りながら保全のための施策を講じていきます。

① 谷戸地域の斜面緑地の保全

谷戸地域の斜面緑地は、本市の特徴的な景観を形成するものであり、市民や土地所有者の協力を得て保全・再生を図ります。

- 適正な土地利用の誘導及び斜面地建築物の規制
- 斜面緑地を含めた谷戸の特色ある景観、環境の形成
- 斜面緑地の保全に配慮した開発への誘導
- 市民や土地所有者の参加による斜面緑地の維持管理や保全・再生の推進

② 既存住宅団地周辺の緑地の保全

丘陵上部に開発された住宅団地外周の斜面緑地は、市街地での貴重な緑地として、市民や土地所有者の協力を得て保全を図ります。

- 適正な土地利用の誘導及び斜面地建築物の規制
- 横須賀らしい良好な景観としての斜面緑地の保全
- 市民や土地所有者の参加による維持管理の推進

③ きめ細かな緑化の推進

公共施設や私有地の緑化を進め、市街地内の小河川の環境整備などにより、市民が身近に水とみどりに親しめるような環境づくりを推進します。

- 市街地内でのきめ細かな緑化の推進
- 市民や土地所有者の協力を得て、私有地の緑化を推進
- 市街地の小河川の自然環境の保全、創造
- 下水道の整備等による水質の浄化、流域の特性に応じた自然環境の保全、創造
- 市民が親しめる水辺空間としての環境整備
- すぐれた緑地機能を有する市街化区域内の農地の計画的保全

(3) 低炭素型都市づくりの方針

地球温暖化問題は全世界で取り組む喫緊の課題であり、低炭素・循環型社会の構築により、温室効果ガス排出を削減し持続可能な社会をつくる必要があります。本市では、地球温暖化対策の一環として拠点ネットワーク型都市づくりによりコンパクトな市街地の形成に取り組んでいますが、今後も低炭素型都市づくりによる地球温暖化対策を推進していくために、市民・事業者・行政等が役割分担あるいは協働して総合的に取り組みを行う必要があります。本市における低炭素型都市づくりは、「低炭素で持続可能なよこすか 戦略プラン」と整合を図りながら推進していきます。

① 拠点ネットワーク型都市づくりと環境負荷の低減

- 拠点ネットワーク型都市づくりによるコンパクトな市街地の形成
- 一定規模以上の開発区域内への新エネルギー導入の促進や、エコエネルギータウン化のモデル事業の可能性検討など、中心市街地・拠点市街地に都市機能を集積した拠点ネットワーク型都市づくりの推進
- EV（電気自動車）などクリーンエネルギー自動車の普及啓発、EV充電設備整備のための支援、公共交通機関利用促進の普及啓発や仕組みづくりなどによる、都市交通にかかる環境負荷の低減の推進

② 再生可能エネルギーの導入・省エネルギーの推進

- 建築にあたり再生可能エネルギーの普及啓発及び導入促進
- 建築物等への省エネルギー機器の導入促進など、省エネルギー化を推進

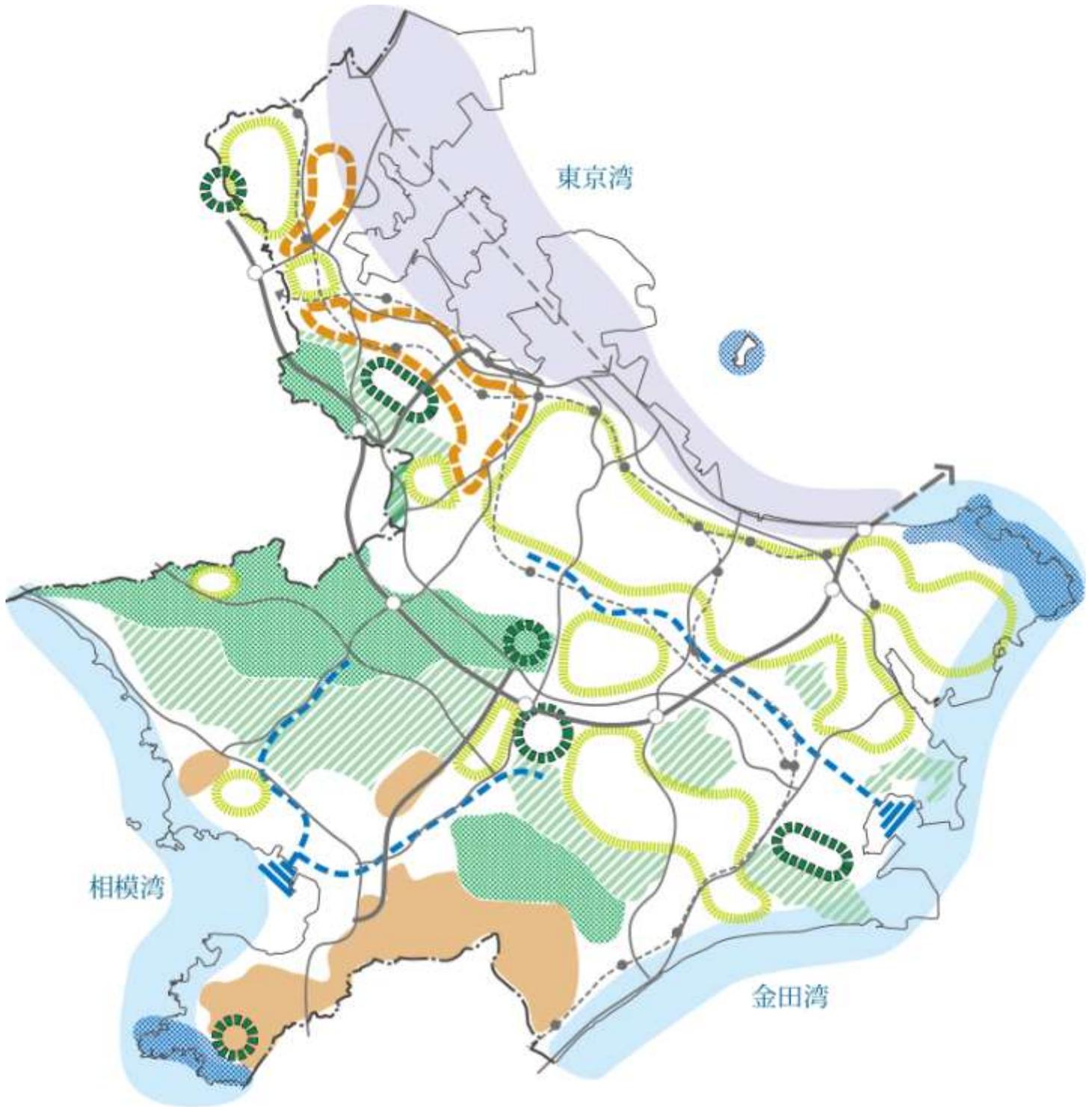
③ 循環型都市の形成

- ごみの発生抑制に関する周知啓発や、店舗・商店街との協力による簡易包装など、ごみの減量化・資源化や適正処理の推進

④ 都市のみどりづくりの推進

- みどりの基本計画を踏まえたみどりの保全・育成
- 市民や事業者に対する敷地内緑化の推奨および屋上緑化・壁面緑化などへの支援

◆都市計画マスタープランが目指す環境共生型都市づくりの方針図



- | | | |
|---|---|--|
|  中央丘陵の緑地の保全
(保全緑地・大規模公園緑地等) |  水域の環境の保全・整備 |  谷戸地域の斜面緑地の保全 |
|  中央丘陵に連なる緑地の保全
(その他自然緑地) |  東京湾の個性ある海辺の
景観づくりと環境の保全 |  既存住宅団地周辺の緑地
の保全 |
|  特色ある自然海岸と後背丘陵緑
地の保全 |  東京湾・相模湾・金田湾の良
好な海辺の環境の保全 |  市街地緑辺部丘陵地への
広域的公園 |
|  農業環境の保全・活用 | | |

4. 都市空間の魅力づくり方針

市街地に接して海と山があり、特色ある歴史と文化を持つ本市では、その個性を活かした都市空間の魅力づくりが重要となります。そのため、本市の魅力となり得る資源の周辺における土地利用にあつては、魅力となる資源を最大限に生かした整備を推進していきます。

都市空間の魅力づくりは、都市観光の推進・交流人口の増加・市外からの居住人口の誘発につながるとともに、市民の暮らしを豊かにし市民であることの誇りにつながるものであり、横須賀市都市イメージ創造発信の取り組みと連携したまちづくりを推進していきます。

都市空間の魅力づくりの重要な要素として良好な都市景観があり、中心市街地等における良好な市街地景観の形成や海岸部における魅力ある都市景観の形成、山林・里山的環境などの自然と調和した都市景観の形成を推進していきます。

(1) 横須賀の自然、歴史等の資源を活かした魅力空間の形成

追浜地区から野比地区までの横須賀港と周辺市街地には、港湾機能の他にも公園・商業施設・観光施設・行政施設・住宅など様々な機能が集積しており、市民や市外からの来街者や観光客の交流空間として整備していきます。この区域は、ペリー来航の地や近代日本の発祥に大きな役割を果たした横須賀製鉄所・横須賀海軍工廠などがあつた地区であり、その歴史を伝える環境を生かして新たな都市魅力を創造する空間整備を進めます。また、北下浦海岸や西海岸には自然海岸など海のリゾート環境や漁港などの特徴的な環境があります。身近に海と親しめる環境を生かして、都市魅力を創造する空間整備を進めます。

大楠山、武山などの山林や衣笠城址など、市街地に近い自然環境は、身近に自然に親しめる場として保全しハイキング等の環境整備を進めます。

① 魅力のある都市景観の形成

- 都市拠点、地域拠点等における魅力のある市街地景観の形成
- 海や山の景観と調和のとれた都市景観の形成

② 都市の顔としての魅力あるウォーターフロントの形成

- うみかぜの路を軸とした交流空間の整備
- 日常生活に海辺を感じられる居住空間の整備
- ヴェルニー公園、よこすかポートマーケット、三笠公園、猿島等を周遊する観光の環境整備
- 漁港周辺における交流空間の整備の検討

③ 近代日本の発祥の地の歴史を活かした交流空間の整備

- 浦賀造船所跡地一帯を核として、観音崎から久里浜に至る海岸と丘陵での交流空間の整備
- 公民連携による浦賀造船所跡地一帯の交流拠点整備
- 近代日本の発祥の地の歴史を継承する場にふさわしい景観整備・景観コントロール
- リゾート環境を生かした居住空間の整備誘導

④ 北下浦海岸・西海岸での海を楽しむリゾート空間の整備

- 首都圏で貴重な自然海岸などの海浜景観の保全、整備
- リゾート環境を生かした宿泊機能の導入や居住空間の整備

⑤ 山林、里山的環境、農地の保全活用

- みどりの基本計画と整合性を図った、山林、里山的環境の保全・活用とハイキングや森林浴等の環境の整備
- 市民農園、観光農園、学習農園など、農地の多様な活用

⑥ 河川の保全活用

- 護岸敷、橋を市民が身近に河川に親しめる公共空間として整備
- 多自然型の河川整備による生態系の保全、水質の改善

(2) 良好な眺望の保全

横須賀市景観条例に基づき、眺望点として「中央公園」「くりはま花の国」の2か所を指定し、眺望景観保全区域を指定し、良好な眺望の保全を図っています。

今後も、横須賀らしい眺望景観の保全と眺望点の確保、整備を推進していきます。

- 自然的景観と都市的景観の調和
- 適切なランドマークを活用した市民にわかりやすい都市空間の形成

(3) 地域にふさわしい魅力的な街並み形成

都市の魅力を形成する重要な要素の一つに、魅力的な街並みの形成があります。本市の魅力となる海とみどりに調和した都市景観の形成や、周辺環境と調和した良好な色彩景観の形成を、地域の特性や市街地の状況を踏まえて推進していきます。

- 周辺と調和した安らぎや潤いある住宅地の街並み景観の形成
- 個性的で魅力的な賑わいある商業地の街並み景観の形成
- 商業・業務地の快適な都市空間整備、多様な都市機能集積
- 周辺と調和した快適な就労環境をもつ工業地景観の形成
- まちづくりのモデルとなる快適な公共空間の形成
- だれもが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの推進
- 都市の骨格を形成し、都市景観的に重要な道路は、機能や地域条件に配慮しながら個性的な道路空間を創造
- 無電柱化による景観的にも美しく、安全で快適な歩行空間の創出
- 回遊性ある歩行環境の確保
- コミュニティ活動の場となる公園、広場等の快適な空間の創出
- 周辺との調和に配慮した施設の性格にふさわしい公共公益施設のデザインの実現

5. 災害に強い都市づくりの方針

本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画である横須賀市地域防災計画では、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」「風水害対策計画」「都市災害対策計画」「原子力災害対策計画」を定めており、災害に強い都市づくりの推進にあたってはこれらの計画を踏まえた施策を展開していきます。

(1) 自助・共助・公助による防災対策

災害を軽減するためには、自らの命は自分で守る「自助」、隣近所が助け合って地域の安全を守る「共助」、行政が個人や地域の取り組みを支援し総合的な防災対策を行う「公助」の考え方を基本にした取り組みが重要です。

東日本大震災を教訓として、自助・共助・公助の考え方を基本に災害に強いまちづくりの取り組みを進めていきます。

① 自助の取り組み

- ・ 防災意識の維持向上の啓発（防災パンフレット、防災訓練など）
- ・ 防災マップなどの作成参加

② 共助の取り組み

- ・ 地域の実情に応じた防災情報の共有化
- ・ 災害時要援護者の避難対策支援
- ・ 地域防災リーダーの育成、防災訓練

③ 公助の取り組み

- ・ 自助、共助の取り組みの総合的な支援
- ・ 防災情報の伝達体制の強化
- ・ 避難場所の確保、機能強化と運営体制の構築

(2) 減災への取り組み

本市は、地形や地質、密集した市街地が多く形成されているなどの条件から、災害の発生、拡大の危険性を持っています。災害の発生を未然に防ぎ、被害を最小限に食い止めるために、減災の観点を重視した都市づくりを進めます。

浸水対策、土砂災害対策、住宅・建築物及び構造物の耐震・安全性の向上、密集市街地の緊急整備等の地震対策、津波・高潮・侵食対策等について、ハード整備とソフト対策を一体的に推進していきます。

① 水害防止

- 道路や公共公益施設等の整備にあたって、緑地の確保、雨水浸透性の高い舗装や排水施設の整備を推進
- 新規の宅地開発では、適切な防災調整池の整備を推進

② 高潮や津波による災害の防止

- 避難場所への案内・標高表示などによる津波避難への意識啓発や、避難経路の確保
- 緊急輸送道路等の早期復旧体制の確立
- 海岸保全施設の適切な維持管理と防護水準の確保
- 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域等、がけ崩れの危険性の高い地区での監視の強化と必要に応じた擁壁や排水施設等の防災工事の推進
- 傾斜地などを含む宅地造成にあたっては、安全性の高い防災措置を指導

③ 地震被害の拡大防止

- 市街地では、ブロック塀の倒壊、看板等の落下を防ぐため、安全性の点検と危険箇所の解消の推進
- 家屋の密集した市街地、人の集まる施設が集積した地区では、道路や広場などオープンスペースの確保と建物の耐震性、耐火性の向上を図るため、適切な建て替えや共同化を推進
- 火災等に強いまちづくりを進めるために、防火地域等の指定の拡大や新たな防火地域の指定検討
- 文献などにより、市内に存在が指摘されている活断層による被害の拡大が想定される地区での宅地造成にあたっては、活断層に関わる情報提供と併せて十分な地質調査と高水準の防災措置を指導

④ 災害時の安全性の向上

- 防災の拠点となる公共公益施設の耐震性強化
- 広域避難地・応急避難所周辺、及び連絡道路周辺の建築物の不燃化・耐震化の推進
- 狭隘な道路の拡幅、行き止まり道路の改善等による消防活動困難区域の解消
- 延焼遮断帯としての機能も有する、道路の拡幅整備、公園・緑地の整備
- 消防水利の拡充

⑤ 災害に強い谷戸地域のまちづくり

- 防災トンネルの整備、谷戸上部の開発に合わせた主要道路の整備
- 建築物の不燃化、耐震化の推進、準耐火建築への建替えを誘導する新たな地域指定の検討

⑥ 災害復興のまちづくり

- 復興方針、復興マニュアルの策定

⑦ 平時における広報活動

- 津波、浸水、土砂災害などのハザードマップによる情報提供の充実
- 防災知識の普及啓発

6. 住宅地整備の方針

本市の住宅地は、海岸、谷戸、丘陵という変化にとんだ良好な自然環境と、地域固有の歴史的文化的環境の中で形成されてきました。このような地域特性を十分に活かした住宅地整備を誘導していくことにより、市外からの住み替えを促進していきます。

また、定住を促進するために、さまざまな人のライフサイクル、ライフスタイルに応じた、多様で質のよい住宅の供給や住宅施策を推進します。

自然災害の危険性が少なく温暖な気候の本市は、自立した暮らしを送る高齢者の住まいに適していることから、様々なサービス付の高齢者向け住宅の立地が進んでいます。今後、市民の高齢化も急速に進行していくことから、高齢者が街なかに出かけやすい住環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 多様な都市機能の中での利便性の高い住宅地整備

都市活動や地域生活に必要な様々な機能の集積する市街地で、合理的な高度利用により利便性を生かした住宅地の整備を推進します。

① 都市拠点、地域拠点

- 高度利用を促進し、低層部では各種の都市的サービス機能、文化的機能の集積を図るとともに、オープンスペースを確保し、賑わいのある都市居住空間を創出
- 良好な交通条件などの都市ストックを活かした利便性の高い都市居住の推進
- 計画的な共同建て替え、土地の高度利用、有効活用による積極的な住宅供給
- 耐火、耐震性の高い建築物の集積・誘導

② 地域の商店街、幹線道路沿道地区

- 交通の利便性を活かした商業や業務施設と住宅の複合型住宅地の形成
- 老朽密集の商店街等での共同建て替えによる土地の有効活用の推進
- 耐火、耐震性の高い建築物の集積・誘導

③ 臨海部・平作川沿いの工業地及び周辺地区

- 職住近接型の住宅地の形成
- 生産機能と調和した住宅地として、都市型産業地と都市型住宅地の形成の推進

(2) 市街地の特性を生かした住宅地整備

本市の住宅地には様々な特性があり、課題もあります。この特性を生かして、課題のマイナス要因をプラスに転換する工夫などにより、多様性のある住宅地整備を推進します。

① 開発・造成された住宅団地

- センター地区等での生活サービス機能の維持
- 地元と協働した空き家の適切な管理による防犯防災体制づくりと、空き家を有効に活用した、ファミリー世帯の居住による世代ミックスや同居・近居に対する支援策の検討

- 地区計画等による良好な住宅地環境の維持・保全
- 個性豊かな美しい景観形成による住宅地づくりの推進

② 木造住宅の密集地区

- 計画的な共同建て替えなどによる住宅の不燃化、道路や広場の確保による環境改善の推進
- 新たな防火地域（準耐火建築物以上の防災性能を確保）の導入検討

③ 谷戸地域の住宅地

- 鉄道駅や幹線道路に隣接する便利な谷戸地域における多様な住まい方の誘導
- 狭い道路や行き止まり道路の改善、不燃化の促進、消防水利の充実等による防災機能の強化
- 斜面緑地と住宅地が一体化した特徴的な都市景観づくり
- 計画的開発に伴う環境改善や防災機能の強化
- ゆとりある住環境の創造
- 空き家活用等によるクリエイティブな活動等の業務機能の導入
- 空き家や空き地等の適切な管理・活用
- ゆるやかな縮退に伴う自然環境の再生

④ 西地域等の別荘などの立地する海岸沿いの住宅地

- 良好な海岸環境やリゾート資源を活かした特徴ある住宅地の形成
- リゾート環境づくりと合わせた漁港周辺等の密集住宅地の環境改善（道路のネットワークづくり、共同建て替え等による土地の有効利用とサービス機能等の充実）
- 宿泊機能の導入の検討

⑤ 新市街地の開発

- 豊かな緑地環境と調和した良好な低密度を中心とした住宅地の形成
- 地域の整備や環境改善に貢献する土地利用の計画的誘導
- 日常生活の利便性に貢献するサービス機能の誘導
- 拠点市街地等への交通利便性の確保

（3）住宅地整備の重点的な取り組み

人口減少と高齢化が進む中で、地域でのいきいきとした豊かな暮らしを実現していくためには、総合的な住宅施策に基づく住宅地の整備が必要です。特に、重点的な取り組みを検討するものを以下に示します。

① ファミリー世帯への重点的な対応

- 都市拠点、地域拠点など利便性の高い市街地における、ファミリー向けの多様な住宅整備と子育て支援施設の整備の連携による、子育てにやさしい住宅市街地の整備
- 都市拠点、地域拠点での高度利用による都市型住宅について、ファミリー世帯入居の誘導

② 超高齢社会における住宅市街地整備

- 高齢者が街なかでいきいきと活動できる、ユニバーサルデザインに配慮した住宅市街地整備
- サービス付きの高齢者向けの民間住宅の立地誘導

③ 空き家の有効活用

- シェアハウス、共同オフィスとしての利用
- 多世代交流サロン、カフェ、ギャラリーなどのコミュニティビジネス拠点
- 高齢者サービス、子育て支援などの福祉・子育て拠点

④ 公民連携による市営住宅の有効活用

- 市営住宅の建て替えでの高度利用による民間参加の事業の構築（利便性の高い立地でのファミリー世帯向け住宅の合築、閑静な立地での高齢者向け住宅との合築など）

7. その他の都市施設等の整備方針

(1) 公園・緑地

都市における公園・緑地は、憩い、ふれあい、遊び、スポーツなどのさまざまなレクリエーションと交流の場となります。また災害時の被害の拡大の防止や避難場所としての機能、環境の浄化、都市景観の形成など多くの役割を果たします。

公園・緑地の整備は、みどりの基本計画と整合性を図り、市街地の特性や地域の歴史、文化を踏まえながら、身近な愛着の持てる施設として、市民がいつでも目的に応じて日常的に利用できるよう、配置、整備を進めます。

① 身近な場所での公園・緑地

- 公園の不足している市街地での、利用しやすい街区公園、近隣公園、地区公園等の適切な配置と整備誘導
- 都市拠点、地域拠点での賑わいのある交流の場づくり
- 災害時の防災拠点として、公園・緑地における防災施設の整備推進

② 健康・スポーツの拠点となる公園・緑地

- 多様化する健康活動に対応して、既存の運動公園の整備と、施設の少ない地域での運動施設の適正配置、整備
- 海のスポーツを楽しめる拠点づくりの誘導

③ 都市のシンボルとなる公園・緑地

- 田浦梅の里、くりはま花の国（久里浜緑地）、ふるさとの森（衣笠山公園）、ヴェルニー公園（臨海公園）、三笠公園、ソレイユの丘（長井海の手公園）、荒崎公園など、広域的な交流の場となり都市のシンボルとなる公園・緑地の整備・活用
- 東京湾唯一の自然島であり、貴重な自然環境と歴史遺産を持つ猿島公園のエコミュージアムとしての整備、活用
- 湘南国際村から大楠山に連なる緑地の憩い、安らぎ、学び、健康をはぐくむ場としての、みどりの再生と保全、国営公園構想地域など自然環境の活用

④ 総合的なみどりの環境づくり

- 市民参加による公園・緑地づくりと維持管理体制づくり
- 周辺の自然環境や市街地内のみどりと調和した、公園・緑地の整備の推進
- 地域特性を活かし、周辺環境との調和に配慮した公園・緑地の施設デザイン、整備

(2) 上水道

上水道は、都市機能を支えるライフラインとして、安全で良質な水道水を安定的に供給する重要な施設です。これまでの施設整備により、十分な供給能力を確保してきました。

今後は、社会環境の変化により水需要量が減少することが予想され、施設の再構築を検討し、経年劣化した施設の改築更新を効率的かつ効果的に実施します。

さらに、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、耐震性の強化など機能向上を図り、次世代に健全な上水道を引き継いでいきます。

- **安全で安定した給水ができる健全な都市資産の継承**
 - ・ 水需要の動向に応じた適正な規模への施設の再構築
 - ・ 配水施設整備事業等の計画的かつ着実な実施
 - ・ 災害に強い水道システムづくりの推進
 - ・ 適切な維持管理（アセットマネジメントの導入）による施設の長寿命化の実施
 - ・ 安全で良質な水道水の供給の継続

（3）下水道

下水道は、快適な都市生活環境を支え、雨水による浸水を防止し、河川や海の水質を保全する重要な施設です。これまで、本市では「東地区」と「西地区」の2つの地区に分けて、公共下水道整備を展開し、両地区とも汚水整備がおおむね完成しました。

今後は、安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、浸水対策や耐震性の強化など機能向上を図り、健全な水循環と資源循環を創出するとともに、経年劣化した施設の改築更新を効率的かつ効果的に実施し、次世代に健全な下水道を引き継いでいきます。

- **美しく良好な環境と安全な暮らしの実現**
 - ・ 公共下水道計画に基づく未整備地区の速やかな解消
 - ・ 生命財産を守るため、浸水区域の解消と耐震化の促進
 - ・ 人口減少に伴う適正な規模による施設の再構築
 - ・ 適切な維持管理（アセットマネジメントの導入）による施設の長寿命化の実施
 - ・ 循環型社会へ対応するための水環境施策の推進

（4）河川

本市では、防災面に配慮して治水機能の向上を主眼に河川改修を進め、河川延長の9割以上が整備され、治水面での安全性は大きく向上しています。今後は、親水性を備えた、市民に愛される水辺づくりを目指して河川整備を進めます。

- **安全で快適な水辺づくり**
 - ・ 治水性と親水性をかね備えた河川の整備
 - ・ 市民のやすらぎの場となる河川環境づくり（水辺の再生、動植物の生息に適した環境づくりなど）
 - ・ みどりのネットワークづくり（植栽の推進、河川景観の形成、歩行者空間整備など）
 - ・ 流域の特性を生かした河川環境づくり
 - ・ 河川の水質保全、水質浄化の推進（公共下水道への市民理解など）

(5) その他の施設

豊かで持続可能な生活を確保するため、環境負荷の軽減など、環境にやさしい地域社会の構築を目指して、ごみの減量化・資源化そして回収資源の再利用などが求められています。

次に掲げる、都市活動や日常生活を支える重要な都市施設については、周辺環境への調和に十分配慮しながら計画的に整備を進めます。

① ごみ処理施設

- ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）による「循環型社会」形成の推進に併せた、ごみ処理施設の集約・適正化
- ごみ処理広域化基本計画に基づく焼却施設（長坂）の整備

② 市場等

- 生鮮産品を安定供給するため、神奈川県卸売市場整備計画に基づく市場の整備検討
- 地産地消の施設など、本市の農産物や海産物の魅力を生かした施設整備の誘導

③ その他

- 墓地需要の変化や埋葬形式の多様化等の社会情勢に応じた公園墓地の整備

(6) 福祉のまちづくり

急速に進む地域社会の少子高齢化の中で、子どもや子育て世代・高齢者・障害のある人など、多様な人々が、さまざまな生き方や生活を選択しながら、互いに尊重し合い、交流し、共存し、助け合っていく、そのようなノーマライゼーションの理念に基づく温かいコミュニティづくりを目指します。

福祉、保健部門のプランと連携を図りながら、地域包括ケアシステムの考え方も踏まえ、“人にも環境にもやさしいまち”を合言葉に、都市の環境を整え、施設の整備を進めていきます。都市づくりにおける主要な考えを以下に示します。

○ 効率的で利便性の高い地域コミュニティ活動の環境づくり

- 地域を支えるコミュニティ活動の場の充実
- 保育所などを子育て世代の通勤を考慮した便利な場所へ配置
- 行政管理施設、自治施設、社会教育施設、福祉施設、子育て支援施設、保健医療施設等が他の施設と連携し、効果的利用が可能となるよう中心市街地・拠点市街地に集約、複合配置
- 複数の地域コミュニティ施設を複合、集中立地させ、地域の生活の核となる近隣センターを形成
- 地域コミュニティ施設、福祉施設、社会教育施設などが機能を連携する仕組みと情報ネットワークの形成
- 子育て世代や障害を持つ人も安心して住み続けられる、福祉、保健医療の制度と情報ネットワークの形成
- みんなが地域を支え合う相互扶助のシステムの形成
- 公共施設、公共機関、多くの人が利用する施設の「物理的障壁」の解消

- 総合的な福祉の環境づくりの推進、「心の障壁」を解消するソフト面での対策の充実
- 既存の市営住宅等を利用した高齢者、障害者向け住宅の整備の検討

(7) 安全で安心なまちづくり

本市における犯罪発生件数は、平成14年をピークに減少傾向にあり、県内でも犯罪発生率が低い地域です。県内人口が20万人以上の都市の中では、人口1,000人当たりの犯罪発生件数が最も少ない都市です。※出典：「平成24年 刑法犯罪名別市区町村別認知件数 神奈川県警ホームページ」

今後も犯罪を未然に防止することで、子供や市民や本市を訪れる人々が安全・安心を肌で実感できるようなまちづくりを進めます。

① 死角をつくらないまちづくり

- 犯罪被害の防止に配慮した公共施設の整備
- 施設整備の際の「適正な土地利用の調整に関する条例」に基づく防犯に対する配慮
- 防犯カメラの設置の増

② 子どもを守るまちづくり

- 通学路の路側帯をカラー舗装し安全性を確保
- 町内会や自治会など地域の力で通学の安全を確保する「見守り隊」への支援